

広島市国民保護計画

広島市

第1編 総 論	1
第1章 計画策定の基本姿勢	1
1 計画策定に当たっての基本的考え方	1
2 核兵器攻撃による被害想定の実施及びそれに基づく基本認識	2
第2章 計画の策定及び本市の責務等	3
1 市国民保護計画の策定	3
2 本市の責務	3
3 計画の見直し	3
4 計画の実効性の確保	3
第3章 国民保護措置を実施するに当たっての配慮事項	4
1 基本的人権の尊重	4
2 国民の権利利益の迅速な救済	4
3 要配慮者への配慮等	4
4 国際人道法の的確な運用	4
5 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
6 住民に対する情報提供	5
7 関係機関との相互連携の確保	5
8 住民の協力	5
9 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	5
第4章 本市、県及び関係機関の業務の大綱等	6
1 本市、県及び関係機関の業務の大綱	6
2 県及び関係機関の連絡先等の把握	9
3 国民保護措置実施の仕組みの概要図	10
第5章 広島市の地理的、社会的特徴等	11
第6章 市国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態等	14
2 緊急対処事態	17
第2編 平素からの備えや予防	19
第1章 庁内組織体制、関係機関との連携体制の整備等	19
第1 庁内組織体制の整備等	19
1 各部局の平素の主な業務	19
2 職員の体制の整備	20
3 消防機関の体制	21
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2 関係機関との連携体制の整備	23
1 基本的考え方	23
2 県との連携	23
3 他の市町との連携	23
4 指定公共機関等との連携	24
5 ボランティア団体等との連携	24
第3 通信の確保	25
1 非常通信体制の整備等	25
2 非常通信体制の整備に当たっての留意事項	25
第4 情報の収集及び提供等を円滑に行うための体制整備	26

1	基本的考え方	26
2	警報の内容の伝達等に必要な準備	26
3	安否情報の収集等に必要な準備	27
4	被災情報の収集等に必要な準備	27
第5	研修及び訓練	27
1	研修	28
2	訓練	28
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握、輸送体制の整備	31
5	避難施設の指定等	32
6	生活関連等施設の把握等	33
7	赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	34
第3章	物資及び資材等の備蓄、整備等	35
1	物資及び資材の備蓄等	35
2	本市が管理する施設及び設備の整備、点検等	35
第4章	国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
3	国際人道法に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	注意体制の設置	37
2	警戒体制の設置	37
第2章	市対策本部の設置等	39
1	市対策本部の設置	39
2	通信の確保	46
第3章	関係機関相互の連携	47
1	国及び県との連携	47
2	県、指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請等	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
4	県又は他の市町に対する応援の求め、事務の委託等	48
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48
6	本市が行う応援等	49
7	ボランティア団体等の活動に対する支援等	49
8	住民への協力要請	49
第4章	警報の内容・避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等	51
第1	警報の内容の伝達及び通知等	51
1	警報の内容の伝達及び通知等	51
2	警報の内容の伝達方法等	51
3	警報の解除の伝達及び通知等	52
4	武力攻撃災害緊急通報の内容の伝達及び通知等	53

第2章	避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等	53
1	避難の指示の伝達及び通知等	53
2	避難実施要領の策定、伝達等	53
3	避難住民の誘導	57
4	武力攻撃事態の類型に応じた留意事項	59
第5章	救援	62
1	救援の実施	62
2	関係機関との連携	62
3	救援の内容	63
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	66
5	救援の際の措置の要請等	67
第6章	住民の安否情報の収集等	69
1	安否情報の収集等	69
2	知事への報告	70
3	安否情報の提供	70
4	日本赤十字社に対する協力	71
第7章	武力攻撃災害への対処	72
第1節	武力攻撃災害への対処	72
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	72
2	武力攻撃災害の兆候の通報	72
第2節	応急措置等	72
1	事前措置	73
2	退避の指示等	73
3	応急公用負担	74
4	警戒区域の設定等	75
5	消防に関する措置等	75
第3節	生活関連等施設の安全確保等	77
1	生活関連等施設の安全確保	77
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止	77
第4節	武力攻撃原子力災害及び核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等に伴う災害への対処	79
1	武力攻撃原子力災害への対処	79
2	核兵器攻撃による災害への対処	79
3	生物兵器、化学兵器攻撃等による災害への対処	80
第8章	被災情報の収集及び報告	82
第9章	保健衛生の確保その他の措置の実施	83
1	保健衛生の確保	83
2	廃棄物の処理	83
3	文化財の保護	84
第10章	国民生活の安定に関する措置等	85
1	生活関連物資等の適切な供給等	85
2	避難住民等に対する便宜	85
3	生活基盤等の確保	86
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	87

第4編 復旧等.....	89
第1章 応急の復旧	89
1 基本的考え方.....	89
2 公の施設の応急の復旧	89
第2章 武力攻撃災害の復旧	90
1 基本的考え方.....	90
2 国の方針が示されるまでの間の復旧	90
第3章 国民保護措置の実施に要した費用の支弁等	91
1 損失補償等	91
2 国民保護措置の実施に要した費用に係る国への負担金の請求.....	91
3 総合調整及び指示に係る損失の請求	91
第5編 緊急処理事態への対処.....	92

[参 考]

1 計画の作成

平成20年（2008年）3月17日

2 計画の変更

- ・ 組織改正に伴い、平成20年（2008年）4月1日に変更
- ・ 組織改正に伴い、平成22年（2010年）4月1日に変更
- ・ 組織改正等に伴い、平成24年（2012年）4月1日に変更
- ・ 組織改正等に伴い、平成25年（2013年）4月1日に変更
- ・ 組織改正等に伴い、平成26年（2014年）4月1日に変更
- ・ 組織改正等に伴い、平成27年（2015年）4月1日に変更
- ・ 地域防災計画の修正等に伴い、平成28年（2016年）4月1日に変更
- ・ 地域防災計画の修正等に伴い、平成29年（2017年）4月1日に変更
- ・ 組織改正等に伴い、平成31年（2019年）4月1日に変更
- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更等に伴い、令和2年（2020年）1月20日に変更
- ・ 指定公共機関を指定する公示の改正等に伴い、令和3年（2021年）3月26日に変更

第1編 総 論

第1章 計画策定の基本姿勢

1 計画策定に当たっての基本的考え方

広島市は、人類史上最初の原子爆弾投下により甚大な被害を受けた都市であり、「他の誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の声の実現は本市の使命です。

このため、本市では、平和都市の理念の下、世界の多くの都市や長崎市をはじめとする国内の都市、NGO、被爆者の人たち等と連携し、戦争の悲惨さ、核兵器の残虐さを世界に訴え、世界恒久平和の実現と核兵器の廃絶を目指した取組を進めてきました。

「忘れられた過去は繰り返す」と言われますが、被爆から60年以上が経過し、若い世代を中心に平和に対する意識の低下が懸念されています。こうした中、核保有国における核兵器廃絶の取組は進んでおらず、北朝鮮やイランによる新たな核開発など核兵器の拡散も進んでいます。このような現状において、被爆者が訴えてきた「憎しみと暴力、報復の連鎖」を断ち切る「和解」の道を世界に訴え続けることの重要性はますます増しています。

一方、原子爆弾によって破壊し尽された本市は、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という20世紀の教訓を自らの悲惨な体験から得ました。そのため、本市は、平和とは、単に戦争がない状態にとどまらず、安全で良好な環境の下に人類が共存し、一人一人が尊厳を保って人間らしく生活することができる状態ととらえ、人間としての尊厳に基づく権利の尊重を市政の重要な柱としてきました。

日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と規定しています。平和を構築するためには、人が人として生まれながらに持っている基本的人権の確保が極めて重要です。

都市には、住民の生命、身体及び財産を守る義務があります。広島市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）は、万一、住民の生命、身体及び財産を脅かす事態が起こった場合に、本市がとるべき措置をあらかじめ定めておくこと等を目的として、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）に基づき策定するものです。

本市は、平成13年(2001年)8月6日、今世紀初めての平和宣言において、「『戦争の世紀』の生き証人であるヒロシマは、21世紀を核兵器のない、『平和と人道の世紀』にするため、全力を尽くす」と宣言しました。そして「21世紀の広島は人道都市として大きく羽ばたきたい」と述べています。市国民保護計画で想定されるような事態は起こってはならないものであり、世界の恒久平和を希求する本市としては、今後とも国に対し、有事を起こさせないための最大限の外交努力を求めています。また、世界の2,000を超える都市が加盟する平和市長会議の取組等の一層の推進を図ります。

本市は、戦争は最大の人権侵害であり、人権を守ることが、国民の保護につながり、戦争のない世界、そして核兵器のない世界の実現につながるという認識の下、この計画

を策定します。

2 核兵器攻撃による被害想定の実施及びそれに基づく基本認識

市町村の国民保護計画の策定に当たり、国は、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年(2005年)3月25日閣議決定。以下「国の基本指針」という。）や「市町村国民保護モデル計画」を示し、想定される武力攻撃事態の一つとして、核兵器による攻撃を挙げていますが、核兵器攻撃がもたらす具体的な被害想定やこれに基づく対応策は示されていません。このため、本市は、「核兵器攻撃による具体的な被害想定の実施、被害想定の結果とそれに基づく対応策の明示」を国に要望しましたが、その回答は、いまだ得られていません。本市としては62年前の被爆体験を踏まえた場合、国の基本指針に書かれている、爆心地周辺から直ちに離れる、避難に当たっては風下を避けるなどといったことでは対応できないと考えています。

こうした中、現実問題として、核兵器の恐しさを想像できない人たちが増えています。そのため、平和市長会議では、加盟都市に対し、世界の都市で実際に核兵器が使用された場合、その都市で起こる被害やそれに伴う世界への経済面での影響等について想定を行い、広く世界へ伝え、核兵器廃絶に向けた世論の醸成を図っていかうと呼びかけています。

このようなことから、この計画の策定に当たっては、本市独自に核兵器攻撃による被害の甚大さを明らかにする必要があると考え、広島市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）に核兵器攻撃被害想定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、被爆体験や科学的知見に基づく被害想定を行いました。

その結果、核兵器攻撃によってもたらされる被害を回避することは不可能であり、行政が最善の対処措置を講じることができたとしても、被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないことが示されました。

このため、核兵器攻撃に関しては、それに対する有効な対処手段はなく、核兵器攻撃による被害を避けるためには唯一、核兵器の廃絶しかないという認識の下、この計画を策定します。

第2章 計画の策定及び本市の責務等

本市は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護計画を策定します。また、国民保護措置の実施等に当たっての本市の責務等を、以下のとおり定めます。

1 市国民保護計画の策定

- (1) 本市は、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を策定します。
- (2) 市国民保護計画には、市域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項を定めます。
- (3) 市国民保護計画は、以下の各編により構成します。
 - 第1編 総論
 - 第2編 平素からの備えや予防
 - 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 第4編 復旧等
 - 第5編 緊急対処事態への対処

2 本市の責務

本市は、武力攻撃事態等(※)において、国民保護法その他の法令、国の基本指針及び広島県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置の総合的な推進を図ります。

※ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいいます。

3 計画の見直し

国の動向や県国民保護計画の見直し、本市における国民保護措置の実施の状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の実効性の確保

「第2編 平素からの備えや予防」に掲げる取組について、適宜適切な現状把握を行うこと等により、計画の実効性の確保を図ります。

第3章 国民保護措置を実施するに当たっての配慮事項

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に配慮すべき事項を、以下のとおり定めます。

1 基本的人権の尊重

本市は、憲法が国民に保障する基本的人権を守ることが国民の保護につながるという認識の下、国民保護措置を実施します。国民保護法に定める基本的人権の制限を行わざるを得ない状況にあつては、その制限は、公正かつ適正な手続の下、必要最小限のものに限って行うとともに、住民を差別的に取り扱うことや思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すことがないようにします。

〔日本国憲法が保障する基本的人権〕

- ア 国民の基本的人権の享有、基本的人権の永久不可侵性(憲法第11条)
- イ 個人の尊重・幸福追求権(憲法第13条)
- ウ 法の下の平等(憲法第14条)
- エ 奴隷的拘束及び苦役からの自由(憲法第18条)
- オ 思想及び良心の自由(憲法第19条)
- カ 集会・結社・表現の自由、通信の秘密(憲法第21条) など

2 国民の権利利益の迅速な救済

本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の迅速な処理に努めます。

3 要配慮者への配慮等

本市は、国民保護措置の実施に当たり、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護や避難所等における女性のニーズに十分に配慮します。また、男女共同参画の視点を踏まえた国民保護措置の実施を図ります。

4 国際人道法の的確な運用

本市は、国民保護措置の実施に当たり、「文民保護」や「軍民分離」の原則など国際的な武力紛争において適用される国際人道法(※)の的確な運用を図ります。また、国際人道法の的確な運用について、職員に十分理解させます。

※ 国際人道法

国際的な武力紛争において、人道的配慮から、紛争当事者による戦闘や捕虜取扱いの方法などについて規制する国際法規範です。1949年のジュネーヴ諸条約及びその第一追加議定書（以下「ジュネーヴ条約」という。）、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、特定通常兵器使用禁止制限条約、対人地雷禁止条約などの総称が国際人道法

です。

このうち、ジュネーヴ条約では、文民たる住民を敵対行為の危険から保護し、文民たる住民が敵対行為の直接的な影響から回避することを援助し、及び文民たる住民の生存のために必要な条件を整えるため、人道的任務を遂行するという「文民保護」について、また、紛争当事者は、文民たる住民と戦闘員、民用物と軍事目標とを常に区別し、軍事目標のみを軍事行動の対象とするという「軍民分離」について、さらには安全地帯や中立地帯の設置等について規定されています。

5 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本市は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

6 住民に対する情報提供

本市は、武力攻撃事態等において、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時適切な方法により提供します。

7 関係機関との相互連携の確保

本市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関との平素からの相互連携の確保に努めます。

8 住民の協力

本市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。また、本市は、消防団の充実・活性化、自主防災組織及びボランティアへの支援に努めます。

9 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

本市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

第4章 本市、県及び関係機関の業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり、県及び関係機関と円滑に連携するため、それぞれの業務の大綱等を、以下のとおり定めます。

1 本市、県及び関係機関の業務の大綱

本市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に当たり、おおむね次に掲げる業務を行います。

【 本市 】

業務の大綱
・市国民保護計画の策定 ・市協議会の設置及び運営 ・広島市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び広島市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対処事態対策本部」という。）の設置及び運営 ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織の整備 ・訓練の実施 ・警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ・救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の住民の救援に関する措置の実施 ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【 県 】

業務の大綱
・県国民保護計画の策定 ・広島県国民保護協議会の設置及び運営 ・広島県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び広島県緊急対処事態対策本部の設置及び運営 ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織の整備 ・訓練の実施 ・警報の内容の通知 ・住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ・救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の住民の救援に関する措置の実施 ・武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ・交通規制の実施 ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	業務の大綱
中国四国管区警察局	・管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 ・他管区警察局との連携 ・管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ・警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	・電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ・電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ・非常事態における重要通信の確保 ・非常通信協議会の指導育成
中国財務局	・地方公共団体に対する災害融資 ・金融機関に対する緊急措置の指示 ・国有財産の無償貸付等 ・被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	・輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	・救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	・被災者の雇用対策
中国四国農政局	・武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ・農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	・武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	・救援物資の円滑な供給の確保 ・商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ・被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	・鉱山における災害時の応急対策 ・危険物等の保全
中国地方整備局	・被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 ・港湾施設の使用に関する連絡調整 ・港湾施設の応急復旧
中国運輸局	・運送事業者への連絡調整 ・運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局広島空港事務所	・飛行場使用に関する連絡調整 ・航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	・航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方気象台	・気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部	・船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 ・海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ・生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 ・海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 ・海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局	・所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ・米軍施設内通行等に関する連絡調整

【自衛隊】

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊中部方面隊第13旅団等	・武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

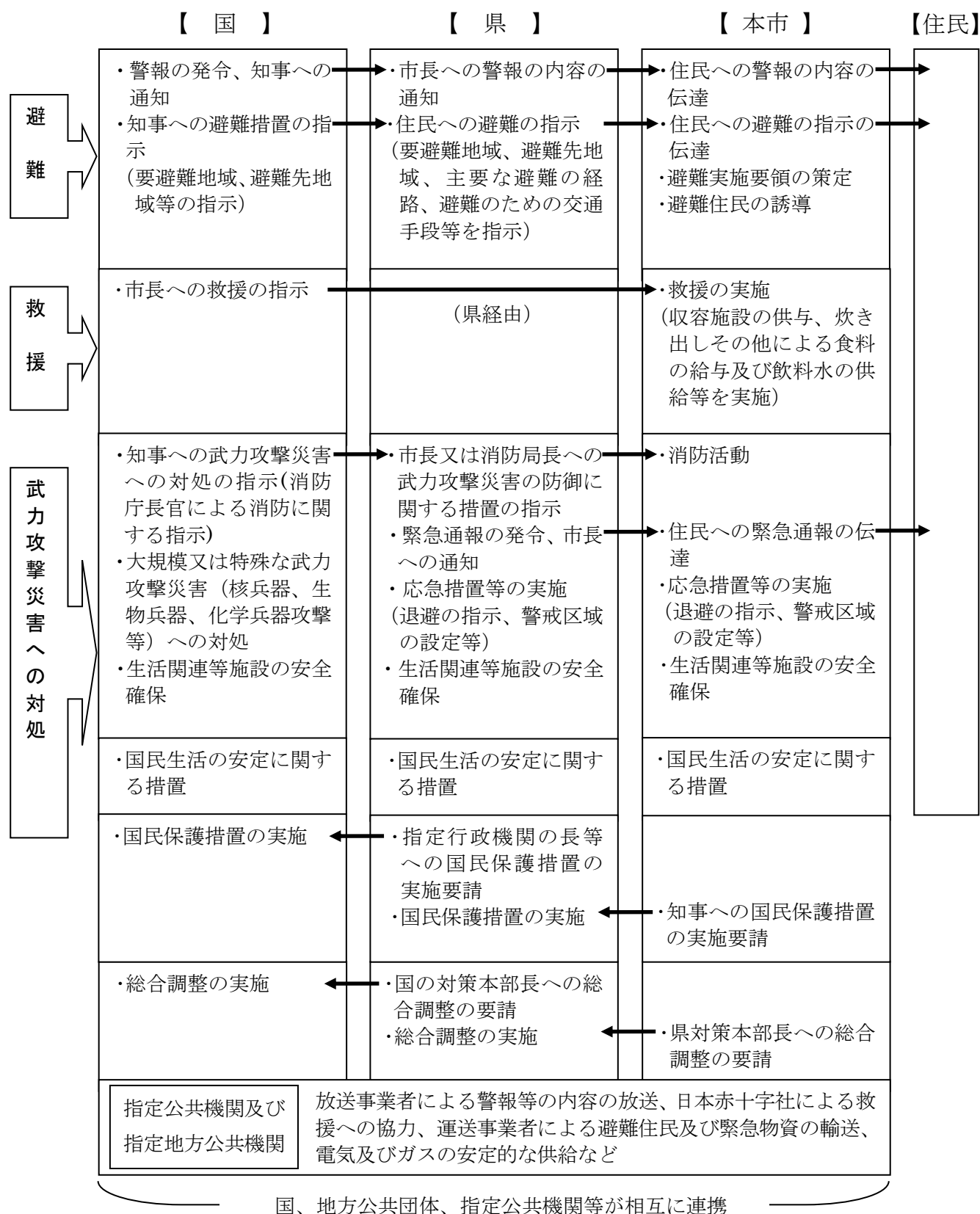
区 分	指定公共機関	指定地方公共機関	業務の大綱
放送事業者	日本放送協会	株式会社中国放送 広島テレビ放送株式会社 株式会社広島ホームテレビ 株式会社テレビ新広島 広島エフエム放送株式会社	・警報及び避難の指示並びにその解除の内容の放送 ・緊急通報及びその解除の内容の放送
運送事業者	中国ジェイアールバス株式会社 日本貨物鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	広島県旅客船協会 広島電鉄株式会社 広島バス株式会社 広交観光株式会社 広島交通株式会社 株式会社中国バス 鞆鉄道株式会社 備北交通株式会社 芸陽バス株式会社 公益社団法人広島県バス協会 広島高速交通株式会社 広島県内航海運組合 公益社団法人広島県トラック協会	・避難住民及び緊急物資の輸送 ・避難住民及び緊急物資の輸送手段の確保
電気通信事業者	西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモ		・避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置の協力 ・通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社		・電気の安定的な供給

ガス事業者		広島ガス株式会社 一般社団法人広島県LPガス協会	・ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関		一般社団法人広島県医師会	・医療の実施
道路の管理者	西日本高速道路株式会社	広島県道路公社 広島高速道路公社	・道路の管理
その他	日本郵便株式会社		・郵便の確保
	日本赤十字社		・救援への協力 ・外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	日本銀行		・通貨の円滑な供給の確保並びに通貨及び金融の調節 ・銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済への関与を通じた信用秩序の維持

2 県及び関係機関の連絡先等の把握

本市は、県及び上記の関係機関の連絡先（緊急時の連絡先を含む。）及び担当部署を把握します。

3 国民保護措置実施の仕組みの概要図



第5章 広島市の地理的、社会的特徴等

国民保護措置の実施に当たり、あらかじめ考慮しておくべき広島市の地理的、社会的特徴等は、以下のとおりです。

(1) 地形

広島市は県域の西部に位置し、広島湾に面する都市であり、市域面積は906.68km²です。

市域内の平地の大部分は、太田川流域に形成された沖積平野であり、可部から祇園付近までの平地は、主に太田川氾濫原により形成されています。三篠付近から太田川三角州が開け、平和大通り付近から広島湾に至る範囲は、干拓や埋立てによって人工的に陸化された土地であり、地盤が海水面より低い「ゼロメートル地帯」が存在しています。また、かつてはこれと独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近、西部の八幡川河口付近に平地が開けていましたが、現在では、埋立て等に伴い、太田川流域の平地と連続した平地となっています。これらの平地を取り囲む形で、広範囲に山地及び丘陵地が広がっており、北部、東部、西部には、山岳も多く点在しています。

市域内を流れる河川には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、太田川は、下流では、太田川放水路、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川、猿猴川の6つの河川に分かれています。

広島湾には、似島、金輪島のほか、無人島の峠島、大カクマ島、小カクマ島、津久根島が点在しています。

(2) 気候

広島市の気候は、温暖で降水量の少ないいわゆる「瀬戸内気候区」に属しています。これは、冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられるという地理的条件によるものです。月平均気温は1月5.2℃、8月28.2℃、年平均気温は16.3℃と比較的温暖です。

南に豊後水道が開けている影響で夏に南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、降水量は、年平均1,537.6mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっています。

風は、年間を通じて太田川に沿って吹く北又は北北東の風が圧倒的に多く、夏に吹く南西からの海風がこれに次いでいます。強く吹く風は、冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び夏の終わりから秋にかけて来襲する台風に伴う暴風です。

1年のうち雨の多い時期は、6月から7月にかけての「梅雨」であり、この期間に年間雨量のほぼ30%の雨が降ります。次に雨が多い時期は、5月となっています。水害の原因となる大雨は、梅雨末期の集中豪雨と台風に伴うものが多く、本市における大雨の記録は1日最大雨量339.6mm、1時間最大雨量101.0mmです。10月中旬から3月までのほぼ6か月間は、雨は少なく晴天の日が多くなります。

(3) 人口分布

平成27年(2015年)国勢調査による広島市の人口は、119万4,034人です。

このうち、主としてデルタ市街地に位置する中区、東区、南区及び西区（以下「旧市域」という。）の人口は590,452人、その周辺部に位置する安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区（以下「新市域」という。）の人口は603,582人であり、人口密度は1km²当たり、旧市域で5,062人、新市域では764人です。

(4) 道路等

平成31年(2019年)4月1日現在の市域内の道路は、1万5,608路線、実延長は4,415kmです。高規格幹線道路として、山陽自動車道、中国横断自動車道（広島浜田線）、中国縦貫自動車道があり、主要幹線道路として、一般国道2号、一般国道54号などがあります。また、橋りょうは、永久橋が2,934橋、木橋が44橋、合計で2,978橋あります。

(5) 鉄道、港湾等

ア 市域内の鉄軌道には、JR線、広島電鉄の市内線・宮島線及びアストラムラインがあります。

JR線は、東西方向に走る山陽本線及び山陽新幹線のほか、広島駅から南東方向に呉線、北東方向に芸備線及び北方向に可部線があります。

広島電鉄の宮島線は、広電西広島駅（西区）と広電宮島口駅（廿日市市）の間を結んでいます。

アストラムラインは、本通駅（中区）と広域公園前駅（安佐南区）を結んでいます。

【各鉄軌道の1日平均の乗車人員（平成30年度(2018年度)）】

区 分		1日平均の乗車人員
JR線		約21万9,000人（市内駅区間）
広島電鉄	市内線	約10万5,000人
	宮島線	約3万5,000人（市内駅区間）
アストラムライン		約6万5,000人

イ 港湾は、国際拠点港湾である広島港があり、その概要は次のとおりです。

【広島港の概要（平成30年（2018年）4月1日現在）】

所在地	管理者	岸 壁
広島市、廿日市市、海田町、坂町	県	－14.0m 1バース
		－12.0m 1バース
		－11.0m 1バース
		－10.0m 7バース
		－7.5m 12バース
		－7.5m未満 2,725m

ウ その他市域内には、西区に広島ヘリポート（滑走路35m）があります。

(6) 自衛隊施設等

市域内に米軍施設はありませんが、自衛隊施設は、隣接する海田町に陸上自衛隊中部方面隊第13旅団があり、その駐屯地の敷地は海田町と広島市安芸区にまたがっています。また近隣には、呉市に海上自衛隊呉地方総監部等及び米軍施設の広弾薬庫等が、江田島市に海上自衛隊幹部候補生学校等及び米軍施設の秋月弾薬庫が、東広島市に米軍施設の川上弾薬庫があります。

(7) その他

ア 石油コンビナート等特別防災区域の状況

市域内に石油コンビナート等特別防災区域の指定区域はありませんが、近隣には、江田島市、大竹市、和木町及び岩国市に指定区域があります。

イ 原子力発電所の状況

市域内に原子力発電所はありませんが、島根県松江市鹿島町に中国電力株式会社島根原子力発電所（本市から約140km）、愛媛県西宇和郡伊方町に四国電力株式会社伊方発電所（本市から約100km）があります。

第6章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画が対象とする事態は、以下の武力攻撃事態等及び緊急対処事態です。なお、ジュネーヴ条約においては、その締約国は軍事目標のみを軍事行動の対象とすることが定められていますが、非締約国が武力紛争の当事国である場合には、軍事目標以外に対しても攻撃が行われる可能性があることに留意する必要があります。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。市国民保護計画においては、想定される武力攻撃事態として、国の基本指針及び県国民保護計画に定める4類型を対象としています。その特徴は、それぞれ次のとおりです。

ア 着上陸侵攻

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間が比較的長期に及ぶことが予想されます。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定されます。

船舶による上陸が行われる場合は、上陸用の小型船舶等の接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。

航空機による侵攻部隊が投入される場合には、大型の輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が侵攻部隊の投入場所となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特にその可能性が高いと言えます。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられます。

着上陸侵攻による被害としては、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されます。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、敵もその行動を秘匿するために様々な手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに突発的に被害が生じることが考えられます。

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては施設の破壊等が考えられます。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されます。また、爆薬と放射性物質を組み合わせることにより、爆発の被害と放射線による被害をもたらすことを意図した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられます。

ウ 弾道ミサイル攻撃

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、核兵器弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭等）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なります。

通常弾頭の場合には、他の種類の弾頭と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。核兵器弾頭の場合は、核爆発に伴う放射線、衝撃波・爆風及び熱線によって甚大な被害が発生します。

エ 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易ですが、対応可能な時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難です。攻撃の威力を最大限に発揮することを敵が意図すれば、都市部が主目標となることが想定されます。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあります。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることが考えられます。

航空攻撃の弾頭の種類とその被害の様相については、弾道ミサイル攻撃の場合と同様です。

(2) 核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等による被害の態様等

武力攻撃事態等において核兵器、生物兵器、化学兵器等が使用されれば、甚大な被害が発生するとともに、特殊な対応が必要となります。以下にその被害の態様等を示します。

ア 核兵器

核兵器攻撃による被害については、専門部会による詳細な検討結果に基づき、被害の態様等を示します。

核兵器とは、爆発エネルギーとして原子核分裂反応や原子核融合反応によって放出される核エネルギーを用いる兵器の総称です。原子核分裂反応を利用する核兵器は「原子爆弾」（原爆）、核分裂反応による高温・高圧で水素の核融合反応を起こさせ、巨大な爆発エネルギーを発生させるタイプの核兵器は「水素爆弾」（水爆）と呼ばれます。広島原爆の威力は16キロトン、長崎原爆は21キロトン、これまでに行われた核爆発実験での最大威力は約58メガトンでした。原爆の場合、全核爆発エネルギーの約15%が放射線、約50%が衝撃波と爆風、約35%が熱線として放出されます。

放射線被曝は、①核兵器の起爆後1分程度以内に放出される中性子線やガンマ線などの初期放射線、②中性子線によって土や建材中に生成される放射性核種から放出される残留放射線、③降下した核分裂生成物から放出される残留放射線、④未分裂の核物質の降下に由来する残留放射線の4つに起因し、①は体の外部からの被曝（外部被曝）、②③は外部被曝及び体内への摂取に伴う体の内部からの被曝（内部

被曝)、④は内部被曝がそれぞれ問題となります。

放射線がもたらす障害は、遅くとも被曝後数か月以内に現れる急性放射線症（急性障害）と、長期間の潜伏期間を経て現れる後障害（晩発障害）に分けられます。急性放射線症は、遺伝子の損傷がもたらす細胞死により起こり、線量が大きくなればなるほど症状は重くなります。また、放射線に傷つけられた遺伝子による細胞の突然変異は、それぞれの臓器に対応した潜伏期間を経て、多くの被曝者の様々な健康障害—がんなどの後障害—の誘因となります。

一方、核反応によって形成された高温の火球は音速を超える速さで膨張するため、その先端で衝撃波が発生します。核爆発の直後は形成される火球とともに成長し、やがて火球の表面を離脱して同心球状に伝播して行きます。衝撃波は圧力波で、それが到達した場所にあるあらゆるものを押しつぶすように作用します。衝撃波に続いて、火球の急速な膨張に伴って押し出される空気の流れが爆風となって吹き荒れ、周囲の建物を破壊し、人間を殺傷します。爆風は空気の運動によって生じる圧力によって、その進路に存在するものを吹き払います。爆風が人体に及ぼす影響には、肺の損傷や鼓膜の破裂、内臓や眼球の脱出などの直接的影響と、爆風により体が吹き飛ばされて地面や建物等に衝突したり、建物の崩壊に巻き込まれたり、あるいは爆風により飛散した物体が人体に衝突したりすることによって生じる間接的影響があります。

また、この高温の火球は、極めて強力な閃光と熱線を放出します。このうち、熱線は、爆心近くに急激な温度上昇を引き起こして人間に第Ⅰ度から第Ⅳ度の熱傷を生じさせ、あらゆる可燃物を燃焼させ火災を発生させます。場合によっては、多数の火災が一つに合流した「火事嵐」が発生します。

このほか、ガンマ線と大気との相互作用に伴い発生する電磁パルスは、広範囲の電子機器を使用不能に陥れ、結果として、通信・管制業務に重大な支障を生じる可能性があります。また、核兵器攻撃後の地域社会は、電磁パルスによる電子的情報手段の麻痺の影響も重なり、流言飛語が最も発生しやすい条件を備えています。

加えて、核兵器攻撃は、人間に精神的異常や自殺、心的外傷後ストレス障害といった精神的影響をもたらします。また、核兵器攻撃によって社会的な経済基盤や生産基盤が根こそぎ破壊されるだけでなく、行政機能がよって立つ様々な情報もほとんど完全に失われるため、地域社会の再建は想像を絶する困難に直面します。さらに、被曝者は、放射線・爆風・熱線による身体的影響を受けるだけでなく、遺伝的影響の不安にさいなまれ、社会的差別や偏見にさらされるなど生活や就業の上でも様々な困難に直面します。核兵器攻撃は、何十年もの間、被曝者たちに身体的・精神的・社会的困難をもたらすことになります。

専門部会では、62年前の状況に準拠しつつ、核兵器保有国が保有する核兵器の状況等を勘案し、「夏（8月）の平日の昼間（晴れ）、当時と同じ爆心地」という場合における4つの仮想的なケースについて被害想定を行いました。その結果、例えば、16キロトンの空中爆発では、急性期の死者は6万6千人、負傷者は20万5千人、死傷率は46.4%と推計されました。また、1メガトンの空中爆発では、急性期の死者は37万2千人、負傷者は46万人、死傷率は61.3%と推計されました。これらの試

算値は、控えめに見積もっても、これぐらいの被害は出るだろうというものであり、試算に当たっての設定条件によりその被害は小さくなる場合もあるし、数倍以上の被害になることもあります。核兵器攻撃が行われた場合には、このように甚大な被害が発生しますが、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施するものとします。

イ 生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。

その被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なりますが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

ウ 化学兵器

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散しますので風向きの変化を考慮する必要があります。化学剤は、種類によって、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は異なります。

また、気温や湿度、風などの気象条件等により、同じ種類のものでも、その被害の範囲や程度が異なります。

化学剤の多くは、そのままでは分解・消滅せず、原因物質の除去が必要となります。

エ ダーティボム

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではありますが、放射線による被害や爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害があります。

放射線がもたらす障害は、核兵器の場合と同様です。

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。市国民保護計画では、想定される緊急処理事態として、国の基本指針及び県国民保護計画に定める事態例を対象としています。その被害の態様は、それぞれ次のとおりです。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 可燃性ガス等貯蔵施設及び近隣の石油コンビナート、弾薬庫等の爆破

爆発規模等によっては、施設等の周辺住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じることが考えられます。

(イ) 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散により、住民に被害が発生するおそれがあるとともに、港湾や航路の閉鎖、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じることが考えられます。

(ウ) ダムの破壊

下流域での水害等の発生が考えられます。

イ 多数の人が集まる施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

爆発により人的被害が発生し、さらに施設等が破壊された場合には人的被害が拡大します。

(2) 攻撃の手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

生物剤や化学剤の散布、ダーティボムの爆発による攻撃があった場合には、大規模な被害が発生します。

また、水源地、配水池や大規模集客施設の受水槽等に毒素等の混入が行われた場合には、飲料水の摂取により人的被害の拡大が予想されます。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による自爆テロの場合、爆発、火災等により人的被害が発生し、施設の破壊規模によって被害の大きさが変わります。攻撃目標の施設以外に周辺への被害の発生が予想されます。

また、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 庁内組織体制、関係機関との連携体制の整備等

第1 庁内組織体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局における平素の主な業務、職員の体制の整備等について、以下のとおり定めます。

1 各部局の平素の主な業務

各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からの備えとして、主として次の業務を所掌します。

部 局	平 素 の 主 な 業 務
共通	・ 動員名簿の作成等に関する事。 ・ 所管施設の管理に関する事。
危機管理室	・ 国民保護措置の準備に関する事。 ・ 市協議会の運営に関する事。 ・ 市対策本部に関する事。 ・ 研修及び訓練に関する事。 ・ 国民保護措置及び国際人道法の普及及び啓発に関する事。 ・ 関係機関等との連絡調整に関する事。 ・ 警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関する事。 ・ 避難の指示の伝達に関する事。 ・ 避難住民の誘導に関する事。 ・ 避難実施要領に関する事。 ・ 避難施設の指定に関する事。 ・ 特殊標章等の交付等に関する事。（市長が交付等するものに限る。） ・ 物資及び資材の備蓄に関する事。
企画総務局	・ 広報及び広聴に関する事。 ・ 報道機関との連絡調整に関する事。 ・ 情報システムの整備及び管理運用に関する事。 ・ 職員の服務及び給与に関する事。 ・ 市対策本部要員の食料等に関する事。 ・ 義援金に関する事。 ・ 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。 ・ 国との連絡調整に関する事。
財政局	・ 国民保護関係の予算措置その他財務に関する事。 ・ 市税に関する事。
市民局	・ 災害ボランティアの支援に関する事。 ・ 基本的人権に係る啓発に関する事。 ・ 外国人住民の支援に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。
健康福祉局	・ 救援物資の確保及び配分に関する事。 ・ 義援物資の配分計画に関する事。

	・被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 ・要配慮者対策に関する事。 ・赤十字標章等の交付及び管理に関する事。 ・医療救護体制の整備に関する事。 ・保健衛生対策及び防疫に関する事。 ・地方独立行政法人広島市立病院機構に関する事。
こども未来局	・保育園児等の避難に関する事。 ・保育園等における保健衛生に関する事。
環境局	・ごみ及びし尿の処理に関する事。 ・環境汚染防止に係る調査及び指導に関する事。
経済観光局	・商工及び農林水産業関係団体との連絡調整に関する事。 ・生活必需品等の調達に関する事。 ・救援及び義援物資の受入・供給に関する事。
都市整備局	・不燃建物の建築促進に関する事。 ・公園緑地の整備に関する事。
道路交通局	・道路の整備に関する事。 ・特殊車両の通行に関する事。 ・都市交通対策に関する事
下水道局	・急傾斜地の崩落防止に関する事。
区役所	・災害対策に関する事。 ・社会福祉に関する事。 ・保健衛生に関する事。 ・自主防災組織との連絡調整に関する事。
会計室	・災害関係会計事務に関する事。
消防局	・消火、救助及び救急活動に関する事。 ・消防団との連絡調整に関する事。 ・自主防災組織との連絡調整に関する事。 ・特殊標章等の交付等に関する事。(消防局長が交付等するものに限る。)
水道局	・応急給水に関する事。
教育委員会事務局	・児童生徒に対する啓発に関する事。 ・学校への警報等の伝達体制の整備に関する事。 ・児童生徒の避難指導に関する事。 ・学校における保健衛生に関する事。

2 職員の体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

本市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、初動対応に万全を期することにし、それに必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

(2) 24 時間即応体制の整備

本市は、武力攻撃事態等が発生した場合において事態の状況に応じた速やかな対応ができるよう、危機管理室において、情報収集及び連絡業務等を行います。

(3) 体制等の設置基準及び職員の参集基準等

本市は、事態の状況に応じた適切な措置を実施するため、次のとおり体制等の設置基準及び職員の参集基準を定めます。各体制等の詳細については、「第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置」において記述します。なお、職員の服務基準、交代要員の確保等運営に必要な事項については、別に定めます。

【体制等の設置基準】

区分	体制等	体制等の設置基準		主な役割
事態認定前	注意体制	他の市町での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などにより、危機管理担当局長が設置の必要があると認めた場合		情報収集
	警戒体制	他の市町又は市域内での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などにより、市長が設置の必要があると認めた場合		情報収集 消防法等に基づく措置の実施
事態認定後	注意体制	市対策本部設置に係る指定の通知がない場合	危機管理担当局長が設置の必要があると認めた場合	情報収集
	警戒体制		市長が設置の必要があると認めた場合	情報収集 国民保護法等に基づく措置の実施
	対策本部	市対策本部設置に係る指定の通知があった場合		国民保護法等に基づく措置の実施

【職員の参集基準】

体制等	参集基準
注意体制	危機管理室職員が参集します。
警戒体制	個々の事態の状況に応じ、広島市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)に定める災害警戒本部体制及び災害対策本部体制に準じて、その都度判断します。
対策本部	すべての職員が参集します。

(4) 連絡手段の確保

連絡手段は、電子メール及び電話により行うものとします。

なお、職員は、勤務時間外においても迅速に参集できるよう備えておくものとします。

3 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防局は、職員の参集基準を定め、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化

本市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動などを積極的に行い、消防団の充実及び活性化に努めます。また、本市は、県と連携し、消防団を対象に国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。さらに、本市は、消防団員の参集基準を定め、あらかじめ消防団員に周知させることにより、消防団員の参集体制を確保します。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に進めるため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設します。

イ また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済に向け迅速に対応します。国民の権利利益の救済に係る手続の項目は、本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等に応じ、それぞれ次表に定めるとおりとし、その所管部局は、当該処分、要請等を行う局・区等とします。

本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等	国民の権利利益の救済に係る手続の項目
特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	損失補償 (法第159条第1項)
特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項、第5項)	
医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項、第2項)	実費弁償 (法第159条第2項)
住民への協力要請に関する事。 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	損害補償 (法第160条)
医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項、第2項)	
国民保護措置に関する事。	不服申立て (法第6条)
	訴訟 (法第6条)

(注)「法」とは国民保護法をいいます。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

本市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、広島市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、武力攻撃災害による逸失等を防ぐため、当該文書を安全な場所で確実に保管します。さらに、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、その保存期間を延長します。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携するため、関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災における連携体制の活用

本市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会など防災における既存の連携体制を踏まえ、関係機関との連携体制を整備します。

(2) 関係機関の取組との整合性の確保

本市は、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した国民保護計画及び国民保護業務計画に基づく取組との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

本市は、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図ります。

2 県との連携

(1) 県の連絡先等の把握

本市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、県の連絡先（緊急時の連絡先を含む。）及び担当部署を把握します。

(2) 県との情報共有

本市は、警報の内容の伝達、避難の指示の伝達、避難住民の誘導、救援等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、県との間で、これらの措置に必要な情報の共有化を図ります。

(3) 県が行う国民保護措置との整合性の確保

本市は、市国民保護計画の県への協議等を通じて、県が行う国民保護措置と本市が行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

本市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、避難実施要領のパターンの作成等を通じて、県警察との連携を図ります。

3 他の市町との連携

(1) 他の市町との連携

本市は、近隣市町の連絡先（緊急時の連絡先を含む。）及び担当部署を把握すると

ともに、市国民保護計画の内容について近隣市町と協議する場を設けることや防災のために締結されている市町間の既存の相互応援協定の見直しを行うことなどを通じて、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互の連携を図ります。

(2) 消防機関相互の連携

本市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、他の市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、既存の消防応援協定の見直しを行うことなどを通じて、消防機関相互の連携を図ります。また、核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等による災害への対応可能部隊数や対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等の把握

本市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先（緊急時の連絡先を含む。）及び担当部署を把握します。

(2) 医療機関との連携

本市は、武力攻撃事態等において医療機関の活動が速やかに行われるよう、平素から意見交換や訓練等を通じて、災害拠点病院、救急告示病院・診療所及び広島市医師会等との連携体制の整備を図ります。

(3) 関係機関との連携

本市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、関係機関との連携に関する協定の締結や防災のために締結されている既存の協定の見直しを行うことなどを通じて、連携体制の整備を図ります。また、本市は、企業における防災対策の取組への支援を行うとともに、企業が有する人的及び物的ネットワークとの連携を図ります。

5 ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織との連携

本市は、自主防災組織のリーダーに対する研修等を通じて、国民保護措置を周知させるとともに、自主防災組織の活性化を図ります。また、自主防災組織、消防団、本市等との間で相互に連携が図られるよう配慮します。

(2) ボランティア調整機能を有する団体との連携

本市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会等ボランティア調整機能を有する団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう努めます。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定めます。

1 非常通信体制の整備等

本市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進するものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、国、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「中国地方非常通信協議会」との連携に十分配慮します。

2 非常通信体制の整備に当たっての留意事項

本市は、非常通信体制の整備に当たっては、市地域防災計画に定める通信手段の活用を図るとともに、次の事項に十分留意します。

(1) 施設・設備面

- ア 複数の情報伝達手段の整備（有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、高度情報化に対応するための通信のデジタル化等を図ります。
- イ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
- ウ 市役所本庁舎屋上のカメラから市街地の被災状況を監視する画像伝送システムやヘリコプターテレビ電送システム等を活用するなど、多様な情報収集及び連絡システムの活用・整備を図ります。
- エ 国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。

(2) 運用面

- ア 非常通信の取扱いや機器操作の習熟度を高めるなど管理運用体制の充実を図ります。
- イ 夜間及び休日の場合等における体制を整備するとともに、平素から情報収集及び連絡体制の整備を図ります。
- ウ 関係機関と連携し、通信ふくそう時及び途絶時を想定した地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する実践的通信訓練を実施します。また、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。
- エ 無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話や防災行政無線、消防救急無線等を活用した通信の運用方法等についての調整を図ります。
- オ 電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等とその周知を図るとともに、担当職員が被災した場合、他の職員が円滑に代行できるよう体制の整備を図ります。
- キ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者など通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情

報を円滑に伝達できるよう体制の整備を図ります。

第4 情報の収集及び提供等を円滑に行うための体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の伝達、安否情報や被災情報の収集及び整理等を円滑に行うため、情報の収集及び提供等の体制整備に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報の収集及び提供のための体制の整備

本市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集及び整理し、住民、関係機関及び関係団体に対し、これらの情報の提供等を適時適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、市地域防災計画に定める体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

(3) 関係機関における情報の共有

本市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集及び更新に努めるとともに、関係機関がこれらの情報を円滑に利用できるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報の内容の伝達等に必要な準備

(1) 警報の内容の伝達体制の整備

本市は、広島県知事（以下「知事」という。）から警報の内容の通知があった場合における住民、関係機関及び関係団体への伝達方法等をあらかじめ定めるとともに、その伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図ります。この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会、公益財団法人広島平和文化センター等との協力体制を整備するなど、要配慮者に対する伝達に配慮します。

また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備します。

(2) 防災行政無線の整備

本市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備及びデジタル化の推進を図ります。

(3) 県警察等との連携

本市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び広島海上保安部との協力体制を整備します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

本市は、国民保護に係るサイレン（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年(2005年)7月6日消防庁国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を通じて住民への周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

本市は、県との役割分担を考慮し、知事から警報の内容の通知があった場合、迅速に警報の内容の伝達を行うことが必要となる学校、病院、駅、港、飛行場、バスセンター、大規模集客施設、大規模集合住宅、大規模事業所、官公庁その他の多数の者が利用又は居住する施設をあらかじめ定めます。

(6) 企業等の協力の確保

本市は、県と連携して、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等への企業等の協力の確保に努めます。

3 安否情報の収集等に必要な準備

(1) 安否情報の収集等のための体制整備

本市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）の収集及び整理、知事への報告、住民からの照会への回答等を適時適切に実施するため、本市における安否情報の整理担当者、照会への回答責任者等をあらかじめ定めます。この場合において、安否情報の収集、回答等は個人情報を取り扱うものであるため、不必要な情報の収集、回答をしないなど、基本的人権を守るという認識の下、必要最小限の範囲で行うべきものであることを職員に十分理解させます。また、県の安否情報収集等の体制（担当職員、収集方法、収集先等）をあらかじめ把握します。

(2) 安否情報の収集に協力を求める施設の把握

本市は、安否情報の収集を円滑に行うため、学校、病院、大規模事業所等、安否情報の収集に協力を求める施設をあらかじめ把握します。

4 被災情報の収集等に必要な準備

本市は、被災情報の収集及び整理、知事への報告等を適時適切に実施するため、被災情報の収集等に当たる担当者をあらかじめ定めます。

第5 研修及び訓練

県等と連携した研修及び実践的な訓練の実施を通じて、職員その他関係者の武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、研修及び訓練について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 研修

(1) 職員等の研修機会の確保

本市は、国民保護措置について知見を有する職員を育成するため、職員の研修機会の確保を図ります。また、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対し、国民保護措置に関する研修を行います。

(2) 外部有識者等による研修

本市は、職員等の研修の実施に当たっては、必要に応じ、国や県の職員、危機管理について知見を有する自衛隊、警察等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe ラーニングカリキュラム等を活用します。

2 訓練

(1) 関係機関等との連携

本市は、県等と連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、職員等の武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるノウハウを活用するとともに、県警察、広島海上保安部、自衛隊等との連携による、武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。この場合において、ジュネーヴ条約における軍民分離の規定に留意します。

(2) 訓練の形態及び項目

本市は、防災訓練における実施項目を参考にし、実際に人や物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う次のような実践的な訓練を実施します。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報の内容及び避難の指示等の伝達の訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

本市は、訓練に当たり次の点に留意します。

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。
- イ 住民の避難誘導や救援等の訓練の実施に当たっては、町内会、自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意します。

- ウ 訓練実施後は、参加者等から意見を聴くなど評価を行い、課題等を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映させます。
- エ 町内会、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとともに、住民の参加が容易となるよう、訓練の開催時期、場所について留意します。この場合において、住民の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、強制することがあってはならず、そのことを訓練に関わる職員に周知徹底します。
- オ 避難誘導訓練時における交通規制等を県警察に依頼します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し必要な事項を、以下のとおり定めます。なお、通信の確保、情報の収集及び提供等を円滑に行うための体制の整備等この計画に既に記載しているものを除きます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

本市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、次に掲げるもののほか、必要な基礎的資料を収集します。

ア 住宅地図

イ 人口分布、世帯数、昼夜間人口のデータ

ウ 市域内の道路網のリスト（避難経路として想定される道路のリスト）

エ 公共交通機関の輸送力に関するリスト（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ）

オ 避難施設のリスト

カ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な企業等のリスト）

キ 生活関連等施設のリスト（武力攻撃災害が発生した場合、避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上の施設のリスト）

ク 関係機関（国、県、市町、企業等）の連絡先一覧

ケ 町内会、自治会、自主防災組織等の連絡先一覧

コ 避難行動要支援者名簿

(2) 他の市町との連携

本市は、市域を越えて避難を行う場合に備えて、平素から、想定される避難経路や相互の支援のあり方等について近隣市町と意見交換を行い、また、共同の訓練を行うことなどにより、緊密な連携を図ります。

(3) 要配慮者への配慮

本市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、市地域防災計画に定める要配慮者対策により、避難に関する措置を実施します。

(4) 企業等の協力の確保

本市は、避難住民の誘導時における企業の協力の重要性にかんがみ、これら企業等の協力の確保に努めます。

(5) 学校、病院、大規模集客施設等との連携

本市は、学校、病院、大規模集客施設等における避難が円滑に行われるよう、施設の管理者に対し、警報の内容の伝達や避難誘導等を適切に行うための訓練を実施する

よう要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行います。この場合において、訓練の実施は、その自発的な意思によるものとし、強制することがあってはならず、そのことを訓練に関わる職員に周知徹底します。また、施設にいる者等の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、強制することのないよう、施設の管理者に要請します。

2 避難実施要領のパターンの作成

本市は、県、県警察及び関係機関と連携し、消防庁作成の避難マニュアルを参考に、要配慮者の避難方法、昼夜間人口や観光客の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮しながら、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

本市は、大都市特例により県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、活動内容についてあらかじめ県と調整を行います。

(2) 基礎的資料の収集

本市は、的確かつ迅速に救援を実施できるよう、市域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資リスト等の基礎的資料を収集します。

(3) 電気通信事業者との調整

本市は、避難住民及び武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）のための通信手段を臨時に確保するため、その条件等について、あらかじめ電気通信事業者と調整を行います。

(4) 医療の実施要請方法等

本市は、避難住民等に円滑に医療を提供するため、医療救護班の派遣要請など、医療機関等に対し適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定めます。この場合において、関係医療機関等の協力を得て、核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努めます。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握、輸送体制の整備

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

本市は、避難住民等や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県と連携して、市域における運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握します。

ア 運送事業者の輸送力に関する情報

- ・ 保有車両等（鉄道、バス、船舶、航空機等）の数、定員
- ・ 本社及び支社等の所在地、連絡先、連絡方法等

イ 輸送施設に関する情報

- ・ 道路（路線名、起点及び終点、車線数、管理者の連絡先等）

- ・ 鉄軌道（路線名、始点及び終点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ・ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）
- ・ 飛行場（飛行場名、駐機場数、管理者の連絡先等）

（2）輸送体制の整備

本市は、県と連携して、避難住民等や緊急物資の輸送を円滑に行うための体制を整備します。

5 避難施設の指定等

（1）避難施設の指定及びその場合の留意事項

市長は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難所等の指定状況等地域の実状を踏まえ、避難施設の指定を行います。その場合の留意事項は、次のとおりです。

ア 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定します。

イ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう配慮するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めます。

ウ 輸送道路から近距離にあり、また、適当な幅員の道路に接しているなど、車両等による物資の供給及び住民の避難が比較的容易な場所にある施設を指定します。

エ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所や土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は、避難施設として指定しないようにします。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ、救援業務に適した構造又は設備を有する施設を指定します。

カ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう努めます。

（2）避難施設の指定等の手続

市長は、避難施設を指定する場合には、文書により施設管理者の同意を得ます。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に文書により通知します。

（3）避難施設の廃止、用途変更等

市長は、避難施設の施設管理者が、当該施設の廃止又は用途の変更等により、避難住民等の受入れ及び救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、本市に届け出るよう指導します。

（4）避難施設の指定等の報告

避難施設を指定したとき又は指定を解除したときは、市長は速やかに知事に報告します。

(5) 住民への周知

本市は、住民に対し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報の周知を図ります。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握、県との連絡体制の整備

本市は、市域に所在する生活関連等施設の情報を県等を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備します。なお、生活関連等施設とは次のものをいいます。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	施設の種類	所管省庁
第27条第1号	発電所、変電所	経済産業省
第27条第2号	ガス工作物	経済産業省
第27条第3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
第27条第4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
第27条第5号	電気通信事業用交換設備	総務省
第27条第6号	放送用無線設備	総務省
第27条第7号	水域施設、係留施設	国土交通省
第27条第8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
第27条第9号	ダム	国土交通省
第27条第10号	危険物質等の取扱所	(所管省庁は次表のとおり。)

【危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	危険物質等の種類	所管省庁
第28条第1号	危険物	総務省消防庁
第28条第2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
第28条第3号	火薬類	経済産業省
第28条第4号	高圧ガス	経済産業省
第28条第5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制庁
第28条第6号	核原料物質	原子力規制庁
第28条第7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制庁
第28条第8号	毒薬及び劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、農林水産省
第28条第9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
第28条第10号	生物剤、毒素	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
第28条第11号	毒性物質	経済産業省

(2) 本市が管理する生活関連等施設の安全確保

本市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成27年(2015年)内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置をあらかじめ定めます。

7 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

本市は、国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等に基づき、それぞれの交付等に関する要綱をあらかじめ定めます。

第3章 物資及び資材等の備蓄、整備等

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材等の備蓄、整備等について、以下のとおり定めます。

1 物資及び資材の備蓄等

(1) 防災のための備蓄との兼用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材については、防災のための備蓄と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を兼ねることにします。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の整備

国民保護措置の業務に従事する職員に必要となる食料や飲料水等の物資及び資材の調達体制を整備します。また、国民保護措置の実施のために必要な化学防護服や放射線測定装置、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等は、国が整備するとされているため、本市としては、国の整備の状況等を踏まえ、県と連携し適切に対応します。

(3) 県、他の市町等との連携

本市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等について、県と連携し適切に対応するとともに、武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や企業等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 本市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検

本市は、国民保護措置の実施を念頭に置きながら、その管理する施設及び設備の整備、点検を行います。

(2) 上下水道施設の代替性の確保

本市は、その管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による施設の代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

本市は、武力攻撃災害によりその管理する施設が被害を受けた場合、的確かつ迅速に復旧させる必要があるため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等を整備し、適切な保存を図ります。

第4章 国民保護措置や住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があります。このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解を深めるため、国民保護措置や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

本市は、国及び県と連携し、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、第1編第1章に記述したこの計画策定に当たっての基本的考え方や国民保護措置の重要性等について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を開催します。また、視覚障害者に対しては点字を、外国人に対しては外国語を用いた広報媒体を使用するなど、対象者の実態に応じた方法により啓発を行います。なお、これらの啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図ります。

(2) 学校における教育

本市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力の育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を守るという精神、ボランティア精神の養成等のための教育、国際人道法に関する啓発を行います。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

本市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等への通報、不審物等を発見した場合の管理者への通報等が適切に行われるよう、住民に対する啓発を行います。また、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動について、国が作成する各種資料等に基づき、住民への周知を図ります。さらに、県、日本赤十字社等と連携し、傷病者に対する応急手当の方法等の普及に努めます。

3 国際人道法に関する啓発

本市は、国、県、日本赤十字社及び関係機関と協力し、ジュネーヴ条約に基づく文民保護の規定や武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての乱用防止のための規定等について、啓発を図ります。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等において、関係機関からの情報等を収集・分析して、応急活動を適切に行うことができるよう、本市の初動体制の確立等について、以下のとおり定めます。

1 注意体制の設置

(1) 設置の基準

危機管理担当局長は、設置の必要があると認めた次の場合に注意体制を設置します。

- ア 他の市町で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 国から県を通じて、注意喚起等を求める通知や連絡があった場合 など

(2) 職員の参集

注意体制が設置された場合には、危機管理室職員が参集します。

(3) 情報収集の実施

参集した職員は、県等を通じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を市長等に迅速に報告し、適宜指示を受けます。

(4) 情報の分析、共有化等

危機管理室担任副市長は、必要に応じ、広島市危機管理推進会議を開催し、収集した情報の分析を行うとともに、部局間の情報の共有化、連絡調整などを図ります。

(5) 警戒体制等への移行

警戒体制へ移行する場合は、注意体制を廃止します。また、市地域防災計画に定める体制に移行する場合や市危機管理計画に定める事件・事故等の対応体制に移行する場合も、同様とします。

2 警戒体制の設置

(1) 設置の基準

市長は、設置の必要があると認めた次の場合に警戒体制を設置します。

- ア 他の市町又は市域内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 国から県を通じて、注意喚起等を求める通知や連絡があった場合 など

(2) 組織体制

警戒体制の組織体制については、個々の事態の状況に応じ、市地域防災計画に定める災害警戒本部体制に準じて、その都度判断します。各局・区等は、あらかじめ定め

る動員基準に基づき、体制を整えます。

(3) 県等への連絡及び情報収集等

警戒体制を設置したときは、直ちに県等に連絡するとともに、発生した事案に係る情報収集に努めます。また、収集した情報を、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等に迅速に提供します。

(4) 初動措置の確保

本市は、危機管理室において、各種の連絡調整に当たり、消防局においては、消防法の規定に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、救助・救急活動等を行います。市長は、これらの状況を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法の規定に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急活動等の応急措置を行います。また、警察官職務執行法の規定に基づく警察官による避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。

市長は、政府による武力攻撃事態等の認定がなされた後は、必要に応じ、国民保護法の規定に基づく退避の指示、警戒区域の設定などの措置等を行います。

(5) 関係機関への支援の要請

本市は、発生した災害への対処に関し、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請します。

(6) 市対策本部に移行する場合の措置

警戒体制を設置した後、内閣総理大臣から市長に対し、対策本部設置に係る指定の通知があった場合、市長は直ちに市対策本部を設置するとともに、警戒体制を廃止します。

市対策本部の設置前に災害対策基本法の規定に基づく避難の指示等の措置を実施している場合には、市長は既に実施した措置に代え、改めて国民保護法の規定に基づく所要の措置を実施します。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の所掌事務

市対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行います。

ア 対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

イ 市対策本部の設置

対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市長は、直ちに市対策本部を設置します。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会にその旨を連絡します。

ウ 市対策本部員等の参集

市対策本部事務局職員は、市対策本部員に対し、災害時の緊急連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡します。また、市危機管理計画に基づき定めた局・区等の連絡責任者に対し、市対策本部が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図ります。

エ 市対策本部の設置場所の確保等

市対策本部事務局職員は、市役所本庁舎に市対策本部の設置場所を確保するとともに、市対策本部に必要な各種情報通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行います。

オ 交代要員等の確保

本市は、市地域防災計画に定める体制を活用し、職員の交代要員の確保、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保を行います。

カ 市対策本部の機能の確保

本市は、市役所本庁舎が被災し、市対策本部を設置できなくなった場合には、被災を免れた区役所等に市災害対策本部の設置場所の確保等を行い、市対策本部を開設します。

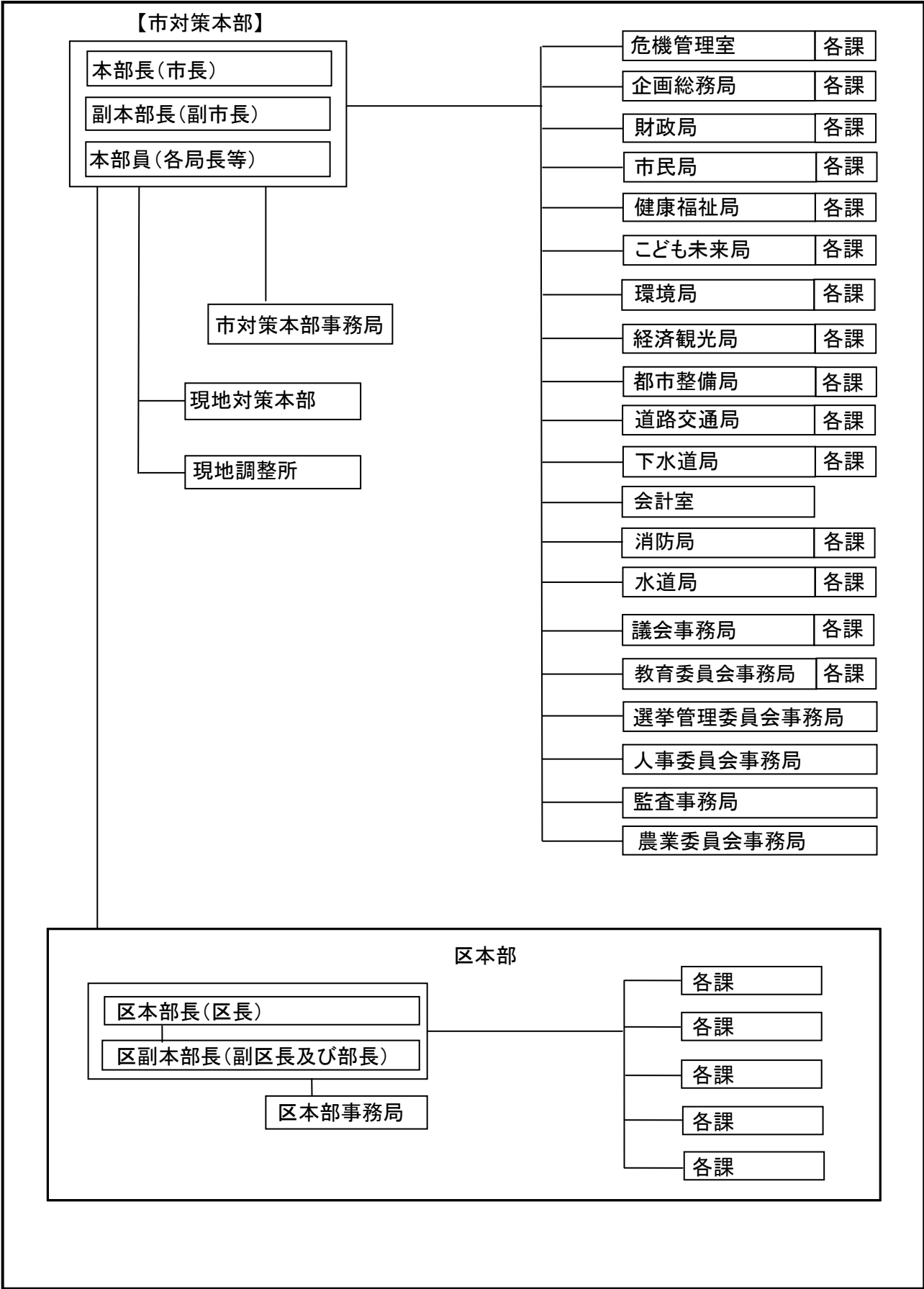
(3) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、本市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

(4) 市対策本部の組織体制

市対策本部の組織体制は次のとおりとします。

市対策本部の組織体制



ア 本部長、副本部長、本部員

- (ア) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てます。
- (イ) 本部員は、危機管理担当局長、広島市事務分掌条例第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長並びに農業委員会事務局長をもって充てます。

イ 本部員会議

本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部員会議を招集します。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成され、必要に応じて関係機関の職員の出席を求めます。

ウ 市対策本部事務局

- (ア) 市対策本部事務局長は、危機管理室長をもって充てます。
- (イ) 市対策本部事務局の構成は次のとおりとします。

班		分 掌 事 務
総務班	庶務担当	- 市対策本部の庶務に関すること。 - 職員の動員に関すること。 - 本部員会議の運営に関すること。
	広報担当	- 災害関連情報の発表に係る総合調整に関すること。 - 報道機関との連絡調整に関すること。
統制・検討班		- 本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること。 - 本部長が決定した方針に基づく各局等、区本部及び各班に対する具体的な指示及び統制に関すること。 - 本市が実施する国民保護措置の調整に関すること。 - 避難実施要領の策定に関すること。
渉外班		- 関係機関との連絡調整に関すること。 - 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 - 指定行政機関の長等への措置要請に関すること。 - 県及び他の市町への応援要請等に関すること。
情報班	情報収集・伝達担当	国、県、他の市町等からの情報収集及び伝達に関すること。 - 市対策本部の活動状況等の記録に関すること。
	集計担当	被災情報、避難・救援の実施状況、災害への対応状況、安否情報等の集計及び整理に関すること。
	各局等担当	- 各局等における国民保護措置の実施状況等の情報収集に関すること。 - 市対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	各区担当	- 各区における国民保護措置の実施状況等の情報収集に関すること。 - 市対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

エ 区本部

本部長は、国民保護措置が各区において的確かつ迅速に実施されるよう、各区に区本部を設置します。

オ 現地対策本部

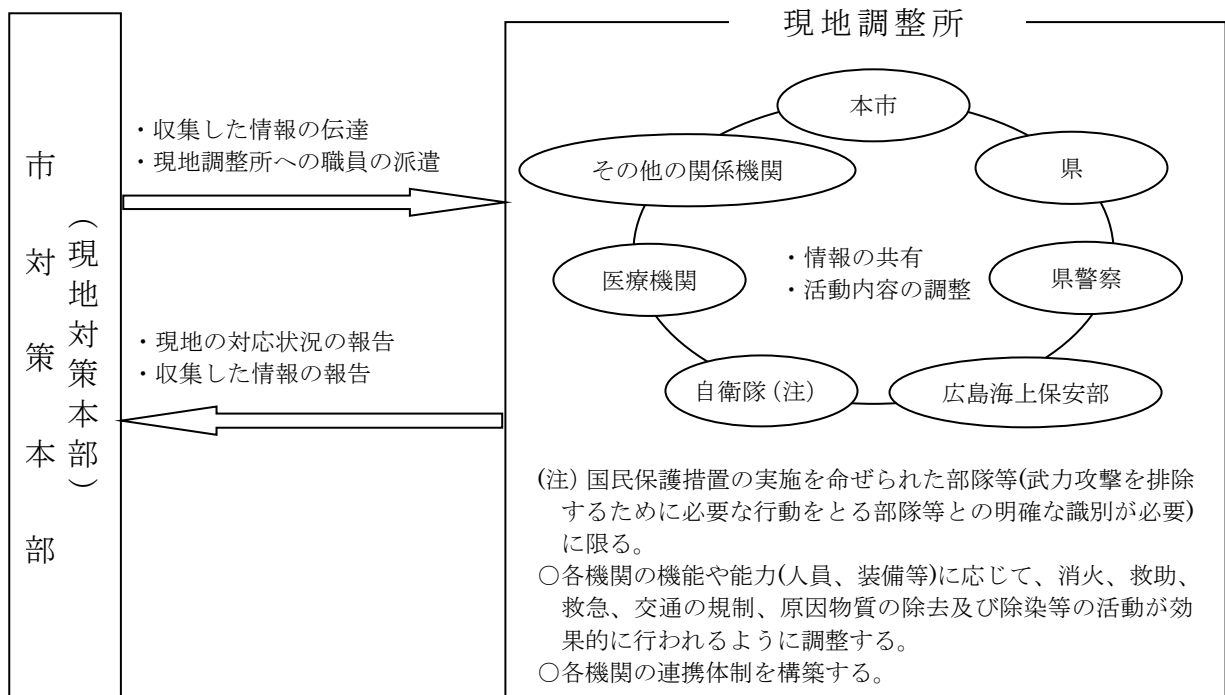
本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡調整等のため必要があると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行う現地対策本部を設置します。

現地対策本部長及び現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てます。

カ 現地調整所の設置等

本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、県、県警察等現地における関係機関の活動との調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該災害が発生した場所に本市の現地調整所を設置し、職員を派遣します。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、当該現地調整所に職員を派遣し、関係機関との情報の共有及び活動内容の調整を行います。

【現地調整所の役割等】



キ 各部局の分掌事務

武力攻撃事態等における各部局の主な分掌事務は次のとおりです。

部 局	主 な 分 掌 事 務
共通	・ 市対策本部への職員の派遣に関する事。 ・ 他部局の応援に関する事。 ・ 所管施設の安全確保及び復旧に関する事。
危機管理室	・ 市対策本部事務局に関する事。 ・ 警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関する事。 ・ 避難の指示の伝達に関する事。 ・ 応急措置等(退避の指示、警戒区域の設定等)に関する事。 ・ 生活関連等施設における災害への対処に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。(市長が交付及び管理するものに限る。)
企画総務局	・ 広報及び広聴に関する事。 ・ 市対策本部要員の食料等に関する事。 ・ 義援金に関する事。 ・ 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。
財政局	・ 国民保護関係の予算措置その他財務に関する事。 ・ 市税等の減免等に関する事。
市民局	・ 災害ボランティアの支援及び総合調整に関する事。 ・ 生活関連物資等の価格安定に関する事。 ・ 外国人住民の支援に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。
健康福祉局	・ 避難住民等の救援の総括に関する事。 ・ 救援物資の調達についての連絡調整に関する事。 ・ 避難住民等の収容についての連絡調整に関する事。 ・ 義援物資の配分計画に関する事。 ・ 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 ・ 要配慮者対策に関する事。 ・ 赤十字標章等の交付及び管理に関する事。 ・ 医療救護に関する事。 ・ 国民健康保険料等の減免等に関する事。 ・ 遺体の検案及び火葬に関する事。 ・ 保健衛生対策及び防疫に関する事。 ・ 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関する事。
こども未来局	・ 保育園児等の避難に関する事。 ・ 保育園等における保健衛生に関する事。 ・ 保育料等の減免に関する事。 ・ 被災児童の保護に関する事。
環境局	・ ごみ及びし尿の処理に関する事。 ・ 環境汚染の情報収集及び調査に関する事。
経済観光局	・ 生活必需品等の調達に関する事。 ・ 救援物資の受入・供給に関する事。

都市整備局	・被災建物の危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。
道路交通局	・緊急連絡・輸送用等の道路の確保に関すること。
区本部（区役所）	・警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関すること。 ・避難の指示の伝達に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・避難住民等の収容に関すること。 ・避難住民等の救援に関すること。 ・被災情報及び安否情報等の収集、整理及び提供に関すること。 ・町内会、自治会、自主防災組織等との連携に関すること。 ・その他区本部として行う国民保護措置に関すること。
会計室	・災害関係会計事務に関すること。
消防局	・消防団との連携に関すること。 ・警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・武力攻撃災害への対処(消火、救助及び救急活動)に関すること。 ・被災情報の収集及び整理に関すること。 ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。(消防局長が交付及び管理するものに限る。)
水道局	・応急給水に関すること。
教育委員会事務局	・児童生徒の避難に関すること。 ・被災した児童生徒に対する教育に関すること。 ・学校における保健衛生に関すること。

(5) 本部長の権限

本部長は、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

ア 市域における国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。この場合において、本部長は、本市教育委員会に対し、市域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を実施するよう求めます。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、市域における国民保護措置に関し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置との調整が必要であると認めるときは、県対策本部長に対し、所要の総合調整を行うよう要請します。また、必要に応じ、県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう、国の対策本部長に要請することを求めます。

これらの場合において、本部長は、要請する理由、総合調整に係る機関等を明らかにします。

ウ 情報の提供の求め

本部長は、市域における国民保護措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。

エ 国民保護措置の実施状況に係る報告又は資料の求め

本部長は、市域における国民保護措置に関する総合調整を行うため、必要があると認めるときは、関係機関に対し、市域における国民保護措置の実施状況に係る報告又は資料の提出を求めます。

(6) 市対策本部における広報等

本市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そうによる混乱等を防ぐため、住民に適時適切な情報提供を行うとともに、相談の場を設けるなど、市対策本部における広報広聴体制を整備します。なお、広報広聴体制の整備に当たっては、市危機管理計画に定める危機発生時における住民への情報提供等の取組を参考とします。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して対策本部を設置すべき市の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

本市は、防災行政無線、消防救急無線、水道無線、総合行政ネットワーク（L G W A N）、インターネット、加入電話などの利用又は臨時回線の設置等により、市対策本部と現地対策本部、現地調整所、住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保します。また、情報通信手段の確保に当たっては、必要に応じ、アマチュア無線、タクシー会社の無線通信設備等の活用について協力を求めます。

(2) 情報通信手段の機能確認

本市は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信手段については速やかに応急復旧作業を行います。なお、これらの作業を行う場合は、総務省中国総合通信局及び県に連絡します。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

本市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の職員を避難先地域等に配置し、本市が運用する無線局等の通信統制を行うなど、通信の確保に努めます。

第3章 関係機関相互の連携

国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他関係機関との連携の確保について、以下のとおり定めます。

1 国及び県との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

本市は、県対策本部及び県を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、これらの対策本部との密接な連携を図ります。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

本市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合には、職員を派遣すること等により、当該現地対策本部と密接な連携を図ります。また、必要に応じ、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置します。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

2 県、指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請等

(1) 県への措置要請等

ア 本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、本市は、要請する理由、県が行う活動の内容等を明らかにします。

イ 本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長がその所掌事務に係る国民保護措置を実施するよう要請することを求めます。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置を実施するよう要請します。この場合において、本市は、要請する理由、これらの機関が行う活動の内容等を明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、ジュネーヴ条約における文民保護と軍民分離の原則の下、市域における国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求めます。この場合において、本市は、要請する事由、自衛隊の部隊等が行う活動の内容等を明らかにします。

通信の途絶その他の理由により知事に対する求めができない場合は、広島地方協力本部長又は市協議会の委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、

海上自衛隊にあつては呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を紹介し、防衛大臣に連絡します。

市長は、派遣を命ぜられた部隊等並びに防衛出動、治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条の規定に基づくもの）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条の規定に基づくもの））により出動した部隊等と緊密な意思疎通を図ります。

4 県又は他の市町に対する応援の求め、事務の委託等

(1) 県又は他の市町への応援の求め

本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対し、応援を求めます。この場合において、本市は、応援を求める理由、県又は他の市町が行う活動の内容等を明らかにします。なお、応援を求める県及び他の市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、その協定に基づき応援を求めます。

(2) 事務の委託

ア 本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、事務の全部又は一部を県又は他の市町に委託します。この場合において、本市は、委託先との協議により次の事項を定めるとともに、それを公示し、県に届け出ます（県への届出は、県に委託した場合を除く。）。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 市長は、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、その内容を速やかに市議会に報告します。

(3) 職員の派遣要請

市長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、地方自治法の規定に基づき、県又は他の市町に対し、職員の派遣を要請します。この場合において、本市は、要請する理由、職員が行う事務の内容等を明らかにします。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

本市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、職員の派遣を要請します。この場合において、本市は、要請する理由、職員が行う事務の内容等を明らかにします。

本市は、この要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請を行います。また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいては、知事に対し、職員の派遣のあつせんを求めます。

6 本市が行う応援等

(1) 他の市町に対する応援等

ア 本市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、市域における国民保護措置を実施するため応援要請に応じる余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

イ 本市は、他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、所定の事項を公示し、県に届け出ます。また、市長は、その内容を速やかに市議会に報告します。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対する応援

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、市域における国民保護措置を実施するため応援要請に応じる余力がない場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

7 ボランティア団体等の活動に対する支援等

(1) 自主防災組織等の活動に対する支援

本市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織の長や町内会長等による避難住民の誘導等が行われる場合には、その安全の確保に十分配慮し、適切な情報の提供や活動に対する資機材の提供等により、これらの活動を支援します。

(2) ボランティア活動に対する支援等

本市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動の実施については、その安全の確保に十分配慮する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断します。また、本市は、県と連携し、市地域防災計画の定めに基づいて、災害ボランティアの受入体制を確保するとともに、適切な情報の提供や活動のための拠点・資機材の提供等により、ボランティア活動を支援します。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

本市は、県や関係機関等と連携し、国民や企業等からの救援物資の受入れを希望する者を把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図ります。

8 住民への協力要請

本市は、次に掲げる措置を実施するため必要があると認めるときは、住民に対し協力を要請します。この場合において、住民の協力は、その自発的な意思によるものとし、強制することがあってはならないことに十分留意します。また、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

第4章 警報の内容・避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等

第1 警報の内容の伝達及び通知等

知事から通知を受けた警報の内容の伝達及び通知等に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達及び通知等

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、その内容を、あらかじめ定められた伝達方法により、住民及び関係団体等並びに大規模集客施設等に直ちに伝達します。

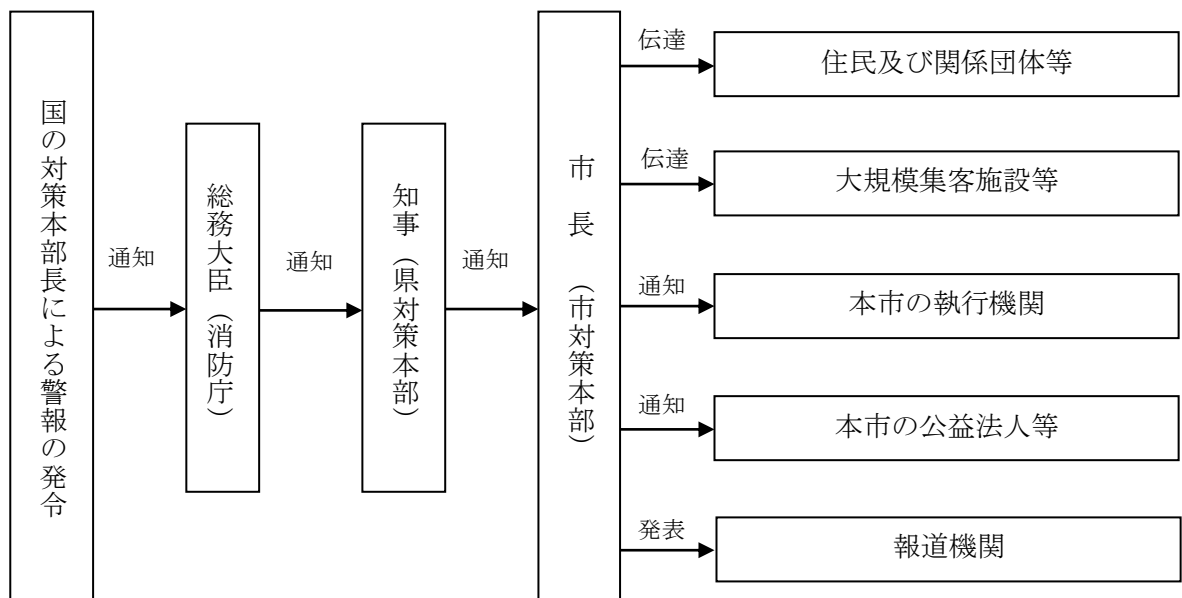
(2) 警報の内容の通知等

ア 市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、その内容を、本市の執行機関及び公益法人等に直ちに通知します。

イ 通知を受けた本市の執行機関及び公益法人等は、その内容を、所管の組織、施設等に直ちに通知します。

ウ 市長は、報道機関に対し、警報が発令された旨を速やかに発表するとともに、本市のホームページにその内容を掲載します。

【警報の内容の伝達及び通知等の概要図】



2 警報の内容の伝達方法等

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。市長は、全国

瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達します。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

防災行政無線により、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報の内容を伝達し周知を図ります。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

サイレンは使用せず、防災行政無線や本市のホームページへの掲載などにより、警報の内容を伝達し周知を図ります。なお、市長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用して行います。

※ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図ります。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等を通じた伝達など様々な伝達方法の活用を図ります。

（2）警報の内容の伝達体制

市長は、職員を指揮し、又は自主防災組織等の協力を得ることなどにより、住民に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。

この場合において、消防局は、保有する車両・装備を有効に活用し伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織や町内会、自治会、要配慮者等に個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達を行います。

また、本市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と密接な連携を図ります。

（3）要配慮者に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮します。具体的には、非常通報装置の設置などにより、伝達の迅速化を図るとともに、自主防災組織などの協力を得て伝達を行うなど、市地域防災計画に定める要配慮者対策により、要配慮者が迅速に正しい情報を得て、避難などに備えられるよう体制を整備します。

3 警報の解除の伝達及び通知等

警報の解除の伝達及び通知等は、警報の内容の伝達及び通知等に準じて行います。ただし、原則としてサイレンは使用しないものとします。

4 武力攻撃災害緊急通報の内容の伝達及び通知等

武力攻撃災害緊急通報（武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、知事が発令するもの）の内容の伝達及び通知等については、原則として警報の内容の伝達及び通知等に準じて行います。

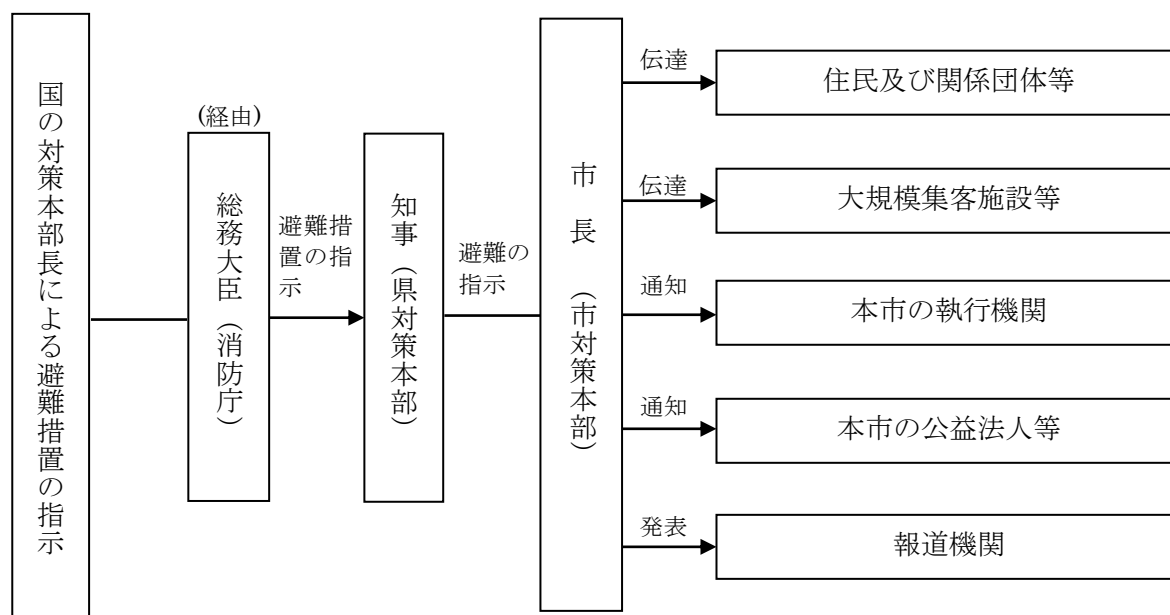
第2 避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等

知事により行われた避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等について、以下のとおり定めます。

1 避難の指示の伝達及び通知等

市長は、知事により避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達及び通知等に準じて、その伝達及び通知等を行います。

【避難の指示の伝達及び通知等の概要図】



2 避難実施要領の策定、伝達等

(1) 避難実施要領の策定

市長は、知事により避難の指示が行われた場合には、直ちに、避難の指示の内容並びにジュネーヴ条約の文民保護及び軍民分離の規定に応じた避難実施要領の案を作成し、当該案について、本市の執行機関、県、県警察、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

(2) 避難実施要領に定める法定事項

避難実施要領に定める法定事項は次のとおりです。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領に定める具体的事項

避難実施要領は、避難住民の誘導を迅速かつ円滑に行うために策定するものであり、原則として次の事項を記載するものとします。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容の避難実施要領にすることができます。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、自治会、事業所等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載します。

(例：広島市〇〇区〇〇 〇丁目の住民は「〇〇町内会」を避難の単位とする。)

イ 避難先

避難先の所在地及び施設名を具体的に記載します。

(例：避難先：〇〇市〇〇 〇丁目にある〇〇市立〇〇高校体育館)

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となる場所を一時集合場所に指定し、当該場所の所在地及び当該場所への交通手段を具体的に記載します。

(例：一時集合場所：広島市〇〇区〇〇 〇丁目の広島市立〇〇小学校グラウンド。

集合は、原則として徒歩により行うが、必要に応じて自転車等を使用することも可とする。なお、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他自ら避難することが困難な者を避難させる場合には、自家用車等の使用を可とする。)

エ 集合時間

避難の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時刻を明示した上、集合時間を記載します。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日〇〇：〇〇、〇〇：〇〇、〇〇：〇〇。集合時間はそれぞれの〇〇分前)

オ 集合に当たっての留意事項

要配慮者への配慮事項、集合後の町内会単位や近隣住民間での安否確認等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載します。

(例：集合に当たっては、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その

他自ら避難することが困難な者の所在を確認し、必要に応じて避難の介助を行うとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在者の確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

カ 避難の手段等避難誘導の詳細

集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時刻及び避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載します。

(例：集合後は、〇〇線〇〇駅から、〇月〇日の〇〇：〇〇より〇〇分間隔で運行する〇〇市〇〇駅行きの電車で避難を行う。〇〇市〇〇駅に到着後は、〇〇市及び本市職員の誘導に従って、徒歩で〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。)

キ 職員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載します。

ク 要配慮者に対する避難誘導

要配慮者の避難誘導を円滑に行うため、これらの者への対応方法を記載します。

(例：避難誘導に際しては、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、町内会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載します。

(例：避難開始の後、避難誘導を行う職員は、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得や避難誘導等を行う。また、避難後において避難者リストを作成する。)

コ 避難住民に対する食料等の支援

避難誘導中、避難住民に対し、食料、飲料水、医療等が的確かつ迅速に提供できるよう、それらの提供要領を記載します。

(例：避難誘導を行う職員は、〇月〇日〇〇：〇〇に、避難住民に対して食料及び飲料水を提供する。)

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう、必要最低限の携行品、服装について記載します。

(例：携行品は、数日分の食料や飲料水、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等を入れた非常持出品だけとする。服装は、身軽で動きやすいものとし、

帽子や頭巾等で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等が行われた場合には、放射性物質、生物剤、化学剤の吸引やそれらへの接触を避けるために専門的な資機材が必要となるが、その確保は困難であることが想定される。この場合、効果が限られたものであったとしても、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装をする。中でも、核兵器攻撃が行われた場合には、甚大な被害が発生し、避難が困難な状況が想定されるが、爆心地から離れている場合等、住民の避難が可能な場合にあっては、上記の対処を行う。

シ 避難誘導から離脱した場合の緊急連絡先

緊急連絡先を記載します。

(例：緊急連絡先：広島市国民保護対策本部 電話〇〇〇〇 担当〇〇)

(4) 避難実施要領策定に当たっての留意事項

避難実施要領の策定に当たっては、次の点(カッコ内は、その際の確認や把握すべき事項等)に留意します。

- ア 避難の指示の内容の確認(地域ごとの避難の時期、避難の優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析、避難の指示以前に自主的に避難が行われた場合は、その状況を把握)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導手段の把握(屋内避難、徒歩による避難、長距離避難(運送事業者である指定公共機関等による輸送)のケースごとに把握)
- オ 輸送手段の確保(県との役割分担、運送事業者との連絡調整、一時集合場所の選定)
- カ 要配慮者の避難支援方法の把握(避難行動要支援者名簿の把握、要配慮者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(避難経路の選定・自家用車等の使用に係る県警察との調整、道路使用に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(地域や避難所等への職員の割当て)
- ケ 関係機関等との調整
- コ 武力攻撃を排除するために必要な行動と避難経路・避難手段決定との調整(県対策本部との調整、国の対策本部長により策定される「利用指針」(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の規定に基づくものをいう。以下同じ。)を踏まえた対応)
- サ ジュネーヴ条約における文民保護及び軍民分離の規定の遵守

(5) 国の対策本部長による「利用指針」の調整

市長は、避難住民の誘導において、武力攻撃を排除するために必要な行動と道路、港湾、飛行場等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に向けた調整が開始されるよう、県を通じて、国の対策本部に早急に

現場の状況等を連絡します。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、ジュネーヴ条約における文民保護及び軍民分離の原則の下、本市の意見や関連する情報をまとめます。

(6) 避難実施要領の内容の伝達及び通知等

市長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体等並びに大規模集客施設等に伝達します。その際には、住民が迅速に対応できるよう、本市が把握した地域ごとの関係情報の伝達に努めます。また、市長は、直ちに、その内容を、本市の執行機関及び公益法人等、知事、関係警察署長、広島海上保安部長、自衛隊広島地方協力本部長その他の関係機関に通知します。さらに、市長は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を発表します。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領に定めるところにより、職員を指揮し、避難先地域において避難住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行います。その際には、町内会、自治会、学校、病院、事業所等を単位として誘導するよう努めます。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、市長は、避難経路の要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たせるとともに、車両や案内板を配置し、誘導の円滑化を図ります。避難住民を誘導する職員には、避難住民その他の者から避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、特殊標章等を着用させます。

なお、夜間においては、視界が狭まり、人々の不安が高まる傾向にあることから、避難住民を誘導する職員は、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、避難住民の不安を軽減するための必要な措置を実施します。

(2) 消防機関の活動

消防局は、消火、救助及び救急活動の状況を勘案し、避難実施要領に定めるところにより、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器の活用による効果的な誘導や車両による要配慮者の輸送など、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行います。

消防団は、消防局及び自主防災組織、町内会等と連携して、避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報や要避難地域における残留者の確認を行うなど、地域とのつながりを生かした活動を行います。

(3) 関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、警察署長、広

島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。この場合において、市長は、その旨を知事に通知します。

市長は、警察官等による避難住民の誘導に関し必要があると認めるときは、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行うとともに、事態の変化に迅速に対応することができるよう、事態の規模及び状況に応じ、ジュネーヴ条約における文民保護及び軍民分離の規定に留意しながら、現地調整所を設け、関係機関との情報の共有や活動の調整を図ります。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、自主防災組織の長や町内会長等に対し、避難住民の誘導に当たり必要な協力を要請します。

(5) 誘導時における食料の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に当たり、県と連携して、食料の給与や飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対し、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民の不安を軽減するため、可能な限り、事態の状況や本市の対応等についての情報を提供します。

(6) 大規模集客施設等における避難

本市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとります。

(7) 要配慮者への配慮

本市は、要配慮者の避難が円滑に行われるよう、要配慮者支援班を設置し、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会等と協力して、要配慮者への避難に必要な情報の伝達、輸送手段の確保を的確に行います。

(8) 残留者等への対応

本市は、避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対し、事態の状況に関する情報等に基づき、避難を行うよう説得に努めるとともに、避難が遅れている者に対しては、適切な避難誘導を行います。

(9) 避難所等における安全確保等

本市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な

協力を行うとともに、県警察と協力し、避難住民からの相談に対応するなど、避難住民の不安の軽減に努めます。また、避難に伴う混雑等により避難住民に危険な事態が発生するおそれがある場合には、基本的人権を守るという認識の下、必要な指示や警告を行います。

(10) 動物の保護等に関する配慮

本市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年(2005年)8月31日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、次の事項について、所要の措置を実施するよう努めます。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

本市は、道路の通行禁止等の措置を実施したときは、県警察と協力し、直ちに、住民等にその周知を図るよう努めます。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に当たり、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対し、必要な支援を要請します。また、警察官による避難住民の誘導の要請が他の市町と競合する場合等においては、知事に対し、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関し是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を実施します。

(13) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合においては、県との調整に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の輸送を求めます。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては知事を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあつては県対策本部長に対し、その旨を通知します。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、知事により避難の指示の解除が行われた場合には、避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民を復帰させるために必要な措置を実施します。

4 武力攻撃事態の類型に応じた留意事項

ジュネーヴ条約においては、その締約国は軍事目標のみを軍事行動の対象とすることが定められていますが、非締約国が武力紛争の当事国である場合には、軍事目標以外に

対しても攻撃が行われる可能性があることに留意する必要があります。

また、ジュネーヴ条約の文民保護及び軍民分離の原則の下、それぞれの武力攻撃事態の類型に応じた対応が必要です。

(1) 着上陸侵攻及びその前提となる反復した航空攻撃等の場合

着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵攻事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難など国全体としての調整等が必要となる場合があります。この場合には、国の総合的な方針を待って対応することになります。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 市長は、知事により行われた避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本です。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要があります。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、広島海上保安部及び自衛隊からの情報や助言を踏まえて、住民を避難させることが必要となります。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適切な避難先に移動させることが必要となります。

ウ こうしたことから、ゲリラや特殊部隊による攻撃に係る避難実施要領については、県、県警察、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえ策定することが必要となります。そのため、現地調整所等における関係機関との情報の共有に努めます。

エ 避難に際し比較的時間に余裕がある場合には、「一時集合場所までの移動」、「一時集合場所からバス等の手段を用いた避難先への移動」といった手順を検討する必要があります。

オ 都市部において突発的に事案が発生した場合の対応としては、当初の段階では、住民一人一人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することになります。この場合、初動時には、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、緊急時にいかに対応すべきかについて住民の意識啓発等を行うことが必要となります。

カ ゲリラや特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々ですが、少人数のグループにより行われることが多いため、使用可能な武器が限定され、被害も一般的には狭い範囲に限られると考えられます。最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせようとする考えられ、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などが攻撃を受ける可能性が高いと言えます。

(3) 弾道ミサイル攻撃及び急襲的な航空攻撃の場合

- ア 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難することが基本です。この際、可能な限り、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建物の地階や地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することが必要となります。
- イ このため、避難実施要領には、弾道ミサイルが発射された段階で、知事の避難の指示に基づき住民が迅速に対応できるよう、そのとるべき行動を定める必要があります。
- ウ 弾道ミサイル攻撃の発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。弾道ミサイルによる攻撃の主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、本市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があります。対応を考える必要があります。
- エ また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を行う必要があります。

第5章 救援

避難住民等の救援の内容等について、以下のとおり定めます。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事を経由して国の対策本部長から救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を実施します。ただし、緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行います。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療の提供及び助産
- オ 被災者の搜索及び救出
- カ 埋葬及び火葬
- キ 電話その他の通信設備の提供
- ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 県との調整

市長は、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容について調整を行い、緊密に連携して救援を行います。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対し、具体的な支援内容を示して支援を求めます。

(2) 県又は他の市町に対する応援の求め

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対し、応援を求めます。この場合において、応援を求める県又は他の市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、その協定等に基づき応援を求めます。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の措置を日本赤十字社に委託することができます。この場合、市長は、災害救助法における実務に準じた手続により行います。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たり必要な物資及び資材の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行います。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年(2013年)10月1日内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行います。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難と判断した場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出ます。

(2) 救援に関する基礎的資料等

市長は、平素において準備した基礎的資料や市対策本部内に集約された情報を基に、救援を行います。

(3) 救援の措置

市長は、次の措置ごとに掲げる事項に留意しながら救援を行います。また、要配慮者に対して適切な救援が実施できるよう、十分配慮します。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

(ア) 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、あらかじめ指定した避難施設等に避難所を開設し、適切な管理運営を行います。避難所における情報の伝達、食料の給与、飲料水の供給、清掃等に当たっては、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとします。

(イ) 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、迅速にその建設場所を確保し、建設します。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国、県又は他の市町に資機材の調達について支援を求めます。

また、市長は、市営住宅の空家を、一時的な収容施設として応急仮設住宅の供与対象者に供与するとともに、国、県又は他の市町に対し、その所有する住宅等を一時的な収容施設として可能な限り提供するよう要請します。

(ウ) 収容施設の供与に関するその他の主な留意事項

- ・ 収容対象人数及び世帯数の把握
- ・ 避難所の候補の把握（学校、公民館、社会福祉施設等の公の施設の把握、仮設建物や天幕等の設置に必要な用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び適切な管理

- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 要配慮者に対する避難所の優先的供与又は長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。以下同じ。）の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の適切な対応（長期避難住宅等の把握、仮設住宅の設置に必要な用地の把握）

イ 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給

- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 食料及び飲料水の備蓄の確認
- ・ 提供体制の整備、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 集積場所や引渡場所の確認、輸送手段の確保、物資輸送の際の交通規制

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の備蓄の確認
- ・ 提供体制の整備、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 集積場所や引渡場所の確認、輸送手段の確保、物資輸送の際の交通規制

エ 医療の提供及び助産

(ア) 救護所の設置

避難所その他必要と認められる場所に救護所を設置します。救護所を設置した場合は、住民に対し救護所開設の広報を行います。

(イ) 医療救護班の設置

災害時における医療・助産活動を実施するため、必要に応じ、医療救護班を編成します。医療救護班の活動範囲は、次のとおりとします。

[医療]

- ・ 診療の実施
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他の治療及び施術、救急隊員への指導
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護の実施

[助産]

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前後の処置
- ・ 衛生材料の支給
- ・ 病院、診療所又は助産所への収容
- ・ 看護の実施

(ウ) 救護の方法

救護の方法は、次のとおりとします。

- ・ 第1次救護
医療救護班により実施します。さらに手当てが必要な場合は、第2次救護を実施します。
- ・ 第2次救護
医療機関の協力を得て実施します。
- ・ 患者の移送
医療機関への患者の移送は、消防局救急隊等により行います。
- ・ 緊急な対応を要する個別疾患患者の救護
治療等に必要な医療情報を提供し、救護の確保を図ります。

(エ) 医療機関等への要請

市長は、避難住民等に対し医療の提供を行うため必要があると認めるときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、広島市医師会等に救護活動を要請するとともに、関係機関との連絡調整を図ります。

(オ) 医療の提供及び助産に関するその他の主な留意事項

- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の把握
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 医薬品、医療資機材及び核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等による災害への対応資機材等の所在の確認
- ・ 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・ 避難住民等のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備

オ 被災者の捜索及び救出

- ・ 県警察、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の収集及び整理

カ 埋葬及び火葬

- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報収集
- ・ 墓地、納骨堂及び火葬場の被災状況、墓地における埋葬及び焼骨の埋蔵可能数、納骨堂における焼骨の収蔵可能数並びに火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 県警察、広島海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働大臣が定める墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の特例）

キ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設が保有する電話その他の通信設備の状況把握
- ・ 設置工事の実施等に関する電気通信事業者等との調整
- ・ 電話その他の通信設備の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 被災戸数、被災の程度等住宅の被災状況の情報収集
- ・ 応急修理の施工者との調整、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理の実施時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理に関する相談窓口の設置

ケ 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の情報収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

コ 死体の搜索及び処理

- ・ 被災情報、安否情報に基づく死体搜索対象者の情報収集
- ・ 死体の搜索及び処理の実施についての県警察、広島海上保安部、自衛隊等の関係機関との連携
- ・ 死体の搜索及び処理の実施時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒、一時保存及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の情報収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期の決定
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市長は、市立の医療機関において医療活動を行うほか、市域内の公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請します。また、必要に応じ、知事に対し、医療救護班の派遣や市域外の医療機関による広域的な後方医療活動の実施を要請しま

す。

核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等の場合には、それぞれ次の点に留意して医療活動等を実施します。

(1) 核兵器による攻撃の場合の医療活動

ア 核兵器攻撃に対して、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施する必要があります。核兵器攻撃が行われた場合には、爆心地及びその周辺地域の医療機関は、ほとんど崩壊するか又は機能停止状態となり、多くの医師、看護師等の医療関係者が死亡し、又は負傷し、被曝するとともに、残留放射線による被曝の危険にさらされることになります。こうした中、機能が維持されている医療機関や被害を受けなかった医療機関が、被曝線量計による管理を行うなど所要の防護措置(以下「所要の防護措置」という。)を実施した上で、医療関係者の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で、最大限の医療活動を行います。

イ 国から本市に対し、医療救護班を編成し、被曝医療活動を行うよう協力要請があった場合には、所要の防護措置を実施した上で、可能な範囲内で、医療救護班を編成し、医療活動を行います。また、国から、被曝医療に係る医療チームが派遣された場合には、その指導の下、必要に応じトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行った上で、汚染や被曝の程度に応じた医療活動を行います。

(2) 生物兵器による攻撃の場合の医療活動等

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、原因物質の特定、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を行います。また、医療関係者に対しワクチンの接種を行うなど所要の防護措置を実施します。

イ 国からの協力要請に応じて、医療救護班を編成し、医療活動を行います。

(3) 化学兵器による攻撃の場合の医療活動等

ア 消防機関は、防護服を着用させる等職員の安全を図るための措置を実施した上で、県、県警察、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等と連携し、原因物質を特定するとともに、可能な限り早期に患者の除染を行い、適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた対応を行います。

イ 国からの協力要請に応じて、医療救護班を編成し、医療活動を行います。

(4) ダーティボムによる攻撃の場合の医療活動

核兵器による攻撃の場合と同様の医療活動を行います。

5 救援の際の措置の要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を実施します。この場合において、国民保護法第81条第2項、第3項及び第

82条の規定に該当するときは、同法第83条の規定に基づき、公用令書を交付します。なお、これらの措置は、他人の財産に制限を加えるものであるため、適正な手続に従い、必要最小限の範囲で実施します。また、市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長等に対し、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）の売渡し要請、収用及び保管命令の実施を要請することができます。

ア 特定物資の所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

イ 上記アの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の当該特定物資の収用

ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として、土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

オ 特定物資の収用及び保管命令、収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用に必要な立入検査

カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

(2) 医療関係者の安全の確保

市長は、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を適時適切に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮します。

第6章 住民の安否情報の収集等

住民の安否情報の収集、整理、報告及び照会への回答に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。なお、安否情報の収集、回答等は個人情報を取り扱うものであるため、不必要な情報の収集、回答をしないなど、基本的人権を守るという認識の下、他の国民保護措置の実施状況を勘案しながら、その緊急性や必要性を踏まえて行います。

1 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集

- ア 市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している学校、病院、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。この場合において、市長は、本市が保有する住民基本台帳等の活用を図ります。
- イ 安否情報の収集は、原則として「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式を用いて行います。

(2) 安否情報の収集項目

- ア 避難住民及び避難所以外に所在する負傷した住民
 - (ア) 氏名及びそのふりがな
 - (イ) 出生の年月日
 - (ウ) 男女の別
 - (エ) 住所（郵便番号を含む。）
 - (オ) 国籍（ただし、知事への報告は日本国籍を有しない者に限る。）
 - (カ) 上記(ア)から(オ)に掲げるもののほか、個人を識別するための情報
 - (キ) 負傷又は疾病の有無
 - (ク) 負傷又は疾病の状況
 - (ケ) 現在の居所
 - (コ) 連絡先その他必要な情報
 - (サ) 親族・同居者への回答の希望
 - (シ) 知人への回答の希望
 - (ス) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- イ 死亡した住民
 - （上記アの(ア)から(カ)に掲げる情報に加え、次に掲げる情報を収集する。）
 - (ア) 死亡の日時、場所及び状況
 - (イ) 遺体が安置されている場所
 - (ウ) 連絡先その他必要な情報
 - (エ) 原則として、配偶者又は直近の直系親族による親族・同居者・知人以外の者へ

の回答の同意

(3) 安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、安否情報提供の協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で、かつ、自主的な判断に基づき行われるものであることに留意します。

(4) 安否情報の整理

市長は、収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図ります。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨がわかるよう整理します。

2 知事への報告

市長は、原則として、安否情報システムを使用して、知事への報告を行います。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付することにより、知事への報告を行います。ただし、事態が急迫して書面（電磁的記録を含む。）の送付ができない場合等においては、口頭、電話その他の方法により報告を行います。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会

ア 市長は、安否情報照会窓口の設置場所、電話・ファクス番号及び電子メールアドレスについて住民への周知を図ります。

イ 住民からの安否情報の照会は、原則として、安否情報省令第3条に規定する様式第4号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面の安否情報照会窓口への提出により受け付けます。ただし、安否情報について照会をしようとする者が、遠隔地に居住している場合や窓口に入が殺到するおそれがある場合等においては、電子メールやファクスによる送信、口頭、電話その他の方法による照会も受け付けます。

ウ 安否情報の照会の受付に当たっては、必要に応じ、運転免許証、旅券等照会者本人であることを証明する書類の提示を求めます。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、安否情報の照会があったときは、次の点に留意し、原則として、安否情報省令第4条に規定する様式第5号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により回答を行います。

(ア) 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行います。

(イ) ただし、安否情報の照会方法に応じて、電子メールやファクスによる送信、口頭、電話その他の方法による回答も行います。

(ウ) 安否情報を回答した場合は、回答した相手の氏名等及び回答した安否情報の内

容等を、可能な限り記録します。

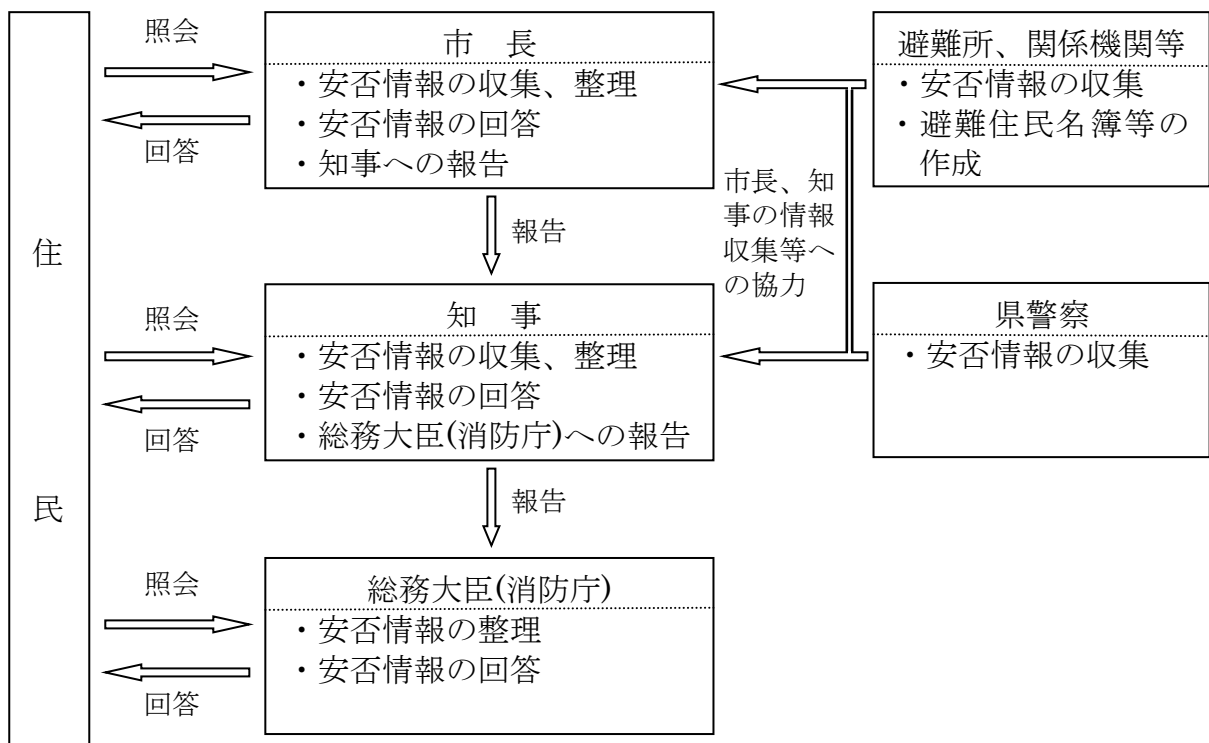
イ 安否情報の照会があった場合は、当該照会が不当な目的によるものと認められる場合又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認められる場合を除き、当該照会の対象となる者が、避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民に該当するか否かを回答します。

ウ 避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会の対象となる者の同意(死亡した住民にあっては、原則として、配偶者又は直近の直系親族による同意)があるとき又は公益上特に必要があると認められるときに限り回答します。

(3) 個人情報の保護等への配慮

安否情報の回答に当たっては、個人情報の保護に十分配慮します。

【安否情報の収集、整理、報告及び照会への回答の事務の流れ】



4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社広島県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供します。この場合において、個人の情報の保護に十分配慮します。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処に関する基本的事項を、以下のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

本市は、国及び県その他関係機関と連携して、市域における武力攻撃災害への対処に関し必要な措置を実施します。

(2) 知事への国による措置の実施の求め

市長は、市域における武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、知事に対し、国において必要な措置を実施するよう要請することを求めます。

(3) 職員の安全の確保

本市は、武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する職員の安全の確保のため、情報の提供や防護服の貸与等必要な措置を実施します。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 消防吏員等への通報

不発弾の存在や動物の大量死など武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（以下「消防吏員等」という。）に通報するものとします。

(2) 市長への通報

消防吏員等は、上記(1)の通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報します。なお、市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報します。

(3) 知事への通知

市長は、上記(1)又は(2)の通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 応急措置等

退避の指示(※)及び警戒区域の設定(※)等に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。市長は、基本的人権を守るという認識の下、適正な手続に従い、必要な範囲内でこれらの措置を実施します。

※ 退避の指示

武力攻撃に伴う危険を避けるため、市長が自らの判断に基づき、住民を一時的に避難させるものです。例えば、ゲリラや特殊部隊による攻撃において、危険が及ぶおそれがある場合には、知事の避難の指示が行われる前であっても、市長は、被害発生現場からの情報を受け、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をします。

※ 警戒区域の設定

武力攻撃に伴う危険を避けるため、市長が自らの判断に基づき、一時的な立入等の制限区域を設けるものです。なお、立入制限等への違反については、罰則が科せられます。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を実施すべきことを指示します。

2 退避の指示等

(1) 退避の指示

ア 市長による退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示をします。その際には、必要に応じ現地調整所を設けるなどして、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

イ 知事等による退避の指示

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示をすることができます。また、警察官等は、市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、退避の指示をすることができます。知事又は警察官等が退避の指示をした場合には、その旨が市長に通知されます。

ウ 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示をする場合において、屋外を移動するよりも、屋内に逃れる方が危険が少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示します。屋内への退避の指示は、次のような場合に行います。

- (ア) 核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等と判断される場合において、住民が何ら防護手段を持たずに屋外を移動するよりも、外気との接触が少ない屋内に逃れる方が危険が少ないと考えられる場合
- (イ) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外を移動するよりも、屋内に逃れる方が危険が少ないと考えられ

る場合

エ 退避の指示の事例は、次のとおりとします。

- ・ 「広島市〇〇区〇〇 〇丁目、〇〇 〇丁目」地区の住民は、屋外での移動に危険が伴うため、速やかに近隣の堅牢な建物や地下街などに一時退避すること。
- ・ 「広島市〇〇区〇〇 〇丁目、〇〇 〇丁目」地区の住民は、速やかに〇〇区〇〇 〇丁目の広島市立〇〇小学校体育館へ退避すること。

(2) 退避の指示の伝達等

ア 市長は、防災行政無線、広報車等を活用して、退避の指示を速やかに住民に伝達するとともに、報道機関に対しその内容を発表します。また、退避の指示を行った場合には、その旨を知事に通知します。

イ 市長は、知事又は警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

ウ 退避の必要がなくなった場合には、速やかに退避の指示を解除し、その旨を公示します。その場合の住民への伝達及び知事への通知は、上記アと同様とします。

(3) 職員の安全の確保等

ア 本市は、退避の指示を住民に伝達する職員に対し、武力攻撃災害の状況や関係機関の活動状況等について情報の提供を行うとともに、県警察、広島海上保安部及び自衛隊との連携を密にすることなどにより、活動を行う職員の安全の確保を図ります。

イ 本市は、必要に応じ、県警察、広島海上保安部及び自衛隊の意見を聴くことなどにより、退避の指示に係る地域における安全を確認した上で、職員を活動させます。また、職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保するとともに、あらかじめ職員の退避方法等について確認を行います。

ウ 本市は、退避の指示を住民に伝達する職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させます。

3 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するため緊急の必要上やむを得ないと認めるときに限り、基本的人権を守るという認識の下、適正な手続に従い、必要最小限の範囲で次の措置を実施します。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、保管その他必要な措置

4 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定等

ア 市長による警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定します。

イ 知事等による警戒区域の設定

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域を設定することができます。また、警察官等は、市長又は知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、警戒区域を設定することができます。知事又は警察官等が警戒区域を設定した場合には、その旨が市長に通知されます。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に当たっては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、広島海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえ、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行います。

イ 核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対し、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえ、警戒区域を設定します。

ウ 市長は、警戒区域を設定した場合には、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用して、住民への周知を図ります。また、報道機関に対しその内容を発表します。武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

エ 市長は、警戒区域周辺の交通の要所に職員を配置し、県警察、広島海上保安部及び自衛隊と連携して、警戒区域内に車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を実施するとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等において関係機関との間で情報の共有を行うとともに、緊急時の連絡体制を確保します。

オ 市長は、知事又は警察官等から警戒区域を設定した旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 職員の安全の確保

本市は、警戒区域を設定した場合においては、退避の指示の場合と同様に、活動する職員の安全の確保を図ります。

5 消防に関する措置等

(1) 市長の措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処に関する措置が適切に行われるよう、

武力攻撃の状況や被害情報の早期の把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を実施します。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため活動する消防職員及び消防団員の安全の確保を図りながら、消火、救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、又は軽減します。この場合において、消防職員は、その装備、資機材、技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団員は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の能力に応じた活動を行います。

(3) 相互応援協定等に基づく応援の求め

市長は、市域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合には、知事又は他の市町の長に対し、相互応援協定等に基づき応援を求めます。

(4) 緊急消防援助隊の応援の求め

市長は、上記(3)の消防の応援では十分に対処できないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合には、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年(2004年)2月6日総務大臣通知)及び「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年(2004年)3月26日消防庁長官通知)に基づき、知事を通じ消防庁長官に対し、又は直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を求めます。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防の応援の求めを行った場合又は消防庁長官により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、部隊の進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関し必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援の求めがあった場合又は消防庁長官により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合において、消防の応援を円滑かつ適切に行うため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、出動可能な消防部隊を把握し、出動を命じるなど、応援出動に関し必要な措置を実施します。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、負傷者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供等について医療機関と緊密な連携を図ります。

(8) 消防職員、消防団員等の安全の確保

- ア 本市は、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、消火、救助及び救急活動等を行う消防職員に対し、情報の提供を行うとともに、県警察等との連携体制を確立することなどにより、消防職員の安全の確保を図ります。
- イ その際、本市は、必要に応じ、県警察、広島海上保安部及び自衛隊等とともに現地調整所を設置し、各機関相互の情報の共有、連絡調整などを行います。
- ウ 本市は、他の市町に出動する消防職員に対し、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な装備、資機材、薬剤等に関する情報を提供するとともに、必要な支援を行います。
- エ 本市は、消防職員の場合に準じ、消防団員の安全の確保を図ります。
- オ 現場で活動する消防職員に対しては消防局長が、同じく消防団員に対しては市長が、それぞれ特殊標章等を交付し、着用させます。

第3 生活関連等施設の安全確保等

生活関連等施設の安全確保の実施等に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

本市は、市対策本部を設置した場合は、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における安全の確保に関する措置の実施状況等に係る情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から当該施設の安全確保のため支援を求められたときは、必要に応じ、指導、助言、情報提供、資機材の提供、職員の派遣などの支援を行います。また、自ら必要があると認めたときも、同様の支援を行います。

(3) 本市が管理する施設の安全の確保

市長は、本市が管理する生活関連等施設について、安全確保のため必要な措置を実施します。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、広島海上保安部その他の関係機関に対し、支援を求めます。また、生活関連等施設以外の本市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等の措置を実施します。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、既存の法令に基づく規制措置を実施するほか、危険物質等(国民保護法施行令第28条及び第29条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害の発生防止のための必要な措置を実施するよう命じま

す。これらの措置の内容は、危険物質等の種類に応じ、それぞれ次表に掲げるとおりです。なお、避難住民の輸送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び他の市町と所要の調整を行います。

危険物質等の種類	措 置
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すること。（消防法第12条の3）
	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。）	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号）
	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
火薬類取締法第2条第1項の火薬類（製造については、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する製造所に係るものに限る。また、運搬に係るもの及び消費については火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受けるものを除く。）	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。（火薬類取締法第45条第1号）
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。（火薬類取締法第45条第2号）
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。（火薬類取締法第45条第3号）
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。（火薬類取締法第45条第4号）
高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、

	製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。(高圧ガス保安法第39条第1号)
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。(高圧ガス保安法第39条第2号)
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。(高圧ガス保安法第39条第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長は、必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めます。また、市長は、上記(1)の措置を実施するよう命じるに当たり必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4 武力攻撃原子力災害及び核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等に伴う災害への対処

武力攻撃原子力災害及び核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等に伴う災害への対処に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 武力攻撃原子力災害への対処

本市は、隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合等において、原子力防災管理者(原子力災害対策特別措置法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。)又は知事から通報があったときは、県と連携し、モニタリング等必要な措置を実施します。この場合においては、当該措置の実施に当たる者の安全の確保に十分配慮します。

2 核兵器攻撃による災害への対処

核兵器攻撃に対して、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施する必要があります。核兵器攻撃が行われた場合には、多くの職員が死亡し、又は負傷し、被曝するとともに、残留放射線による被曝の危険にさらされることになります。また、必要な情報を適時適切に入手することも困難となります。そのため、市長は、所要の防護措置を実施した上で、国及び県その他関係機関と連携し、職員の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で、最大限の被災者の救助や消火活動、退避の指示等の必要な措置を実施します。

3 生物兵器、化学兵器攻撃等による災害への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、生物兵器、化学兵器攻撃等が行われた場合には、その被害状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。なお、この場合における退避の指示及び警戒区域の設定は、「第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等」に基づき行います。

市長は、職員の安全の確保に十分配慮しながら、国や県その他関係機関と連携し、可能な範囲内で、保有する装備、資機材等により、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を実施する場合には、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針及びそれに基づく関係府省の活動内容について、県を通じ必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づき、所要の措置を実施します。

(3) 関係機関との連携

市長は、生物兵器、化学兵器攻撃等が行われた場合には、市対策本部において、県警察、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等と、被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。その際、必要に応じ、現地調整所を設置し、現場における関係機関との活動内容の調整を行うとともに、国、県又は他の市町に対し必要な資機材の提供や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応

本市は、生物兵器、化学兵器攻撃等の汚染原因に応じ、国及び県その他関係機関と連携し、次の措置を実施します。

ア 生物兵器による攻撃の場合

本市は、活動を行う職員に防護服を着用させ、県、県警察、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。また、県警察等の関係機関と連携し、保健所による消毒等の措置を実施します。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物兵器による攻撃については、こうした特殊性に留意する必要があります。

イ 化学兵器による攻撃の場合

本市は、活動を行う職員に防護服を着用させ、県、県警察、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。また、県

警察等の関係機関と連携し、消防機関による除染等汚染の拡大防止のための措置を実施します。

ウ ダーティボムによる攻撃の場合

本市は、活動を行う職員に防護服を着用させ、被曝線量の管理を行いつつ、国の対策本部が行う汚染範囲の特定に資する情報を収集します。

(5) 市長の措置

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、基本的人権を守るという認識の下、県警察等関係機関と調整を図りつつ、必要最小限の範囲で、適正な手続の下、次の措置を実施します。

区分	対象物件等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・移動の制限、禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	・使用の制限、禁止 ・給水の制限、禁止
第3号	死体	・移動の制限、禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限、禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限、遮断

(注) 区分欄の各号は、国民保護法第108条第1項の各号を示します。

市長は、上記の表の第1号から第4号までに掲げる措置を実施する場合は、当該措置の名あて人に対し、当該措置を実施する旨、実施理由、措置の対象及び内容並びに実施時期（以下「措置を実施する旨等」という。）を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、先に当該措置を実施し、その後できるだけ速やかに通知を行います。

上記の表の第5号及び第6号に掲げる措置を実施する場合も同様とし、さらに措置を実施する旨等を適当な場所に掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、職員がその実施について現場で指示します。

(6) 職員の安全の確保

本市は、活動を行う職員に防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況や関係機関の活動状況等について情報提供を行うとともに、県警察、広島海上保安部及び自衛隊との連携を密にすることなどにより、活動を行う職員の安全の確保を図ります。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

(1) 被災情報の収集

本市は、基本的人権を守るという認識の下、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の内容等の被災情報を収集します。また、本市は、情報収集に当たり、県警察、広島海上保安部等との連絡を密にします。特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用して情報の収集を行います。

(2) 被災情報の報告

本市は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年(1984年)10月15日消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクス等により、被災情報の第一報を県及び国に報告します。

本市は、第一報を県及び国に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報は、あらかじめ定められた様式に従い、電子メール、ファクス等により県及び国に報告します。なお、重大な被害が発生した場合などにおいては、直ちに県及び国に報告します。

第9章 保健衛生の確保その他の措置の実施

避難住民等の保健衛生の確保その他の措置の実施に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

(1) 健康保持対策

本市は、県と連携し、医師等保健医療関係者により、避難住民等の健康保持、健康相談・指導を実施します。この場合において、避難住民等の栄養管理に十分留意します。また、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

本市は、県と連携し、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等の感染症の発生を防止するため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

本市は、県と連携し、避難住民等の食中毒の発生を防止するため、食品衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

本市は、県と連携し、避難住民等の健康を確保するため、安全な飲料水の確保及び飲料水に関し保健衛生上留意すべき事項等についての情報提供を行います。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 本市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。

イ 本市は、上記アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせた者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を実施すべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

ア 本市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年（2018年）環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備します。

イ 本市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合には、県に対して他の市町の応援を要請します。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知の伝達等

本市は、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため行う所有者等に対する命令又は勧告を県教育委員会が告知する場合、これを所有者等に伝達します。また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、その旨を県教育委員会に連絡します。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行への協力

本市は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う国宝等の被害を防止するための措置の施行に協力します。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

本市は、県教育委員会が武力攻撃災害による県重要文化財等の被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合、これを所有者等に伝達します。

(4) 本市指定重要文化財に関する指示

本市は、本市指定重要文化財が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を指示します。

(5) 文化財の被災情報の報告等

文化財の所有者等は、その所有し、又は管理する文化財が被災した場合には、速やかに本市に被災状況を報告するものとします。

本市は、上記の報告を受けたときは、被災した文化財の被害拡大を防止するため、所有者等に対し、必要な応急措置を実施するように指示するとともに、重要文化財等及び県重要文化財等については、県教育委員会に被災状況を報告します。

第10章 国民生活の安定に関する措置等

国民生活の安定に関する措置等について、以下のとおり定めます。

1 生活関連物資等の適切な供給等

本市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するため、次の措置を実施します。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するための調査及び監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対し供給の確保や便乗値上げの防止等を要請します。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク(※)等を活用し、必要な情報の共有に努め、住民への情報提供を行うとともに、相談窓口を設置します。

※ 物価情報ネットワーク

インターネットを介し、国と地方公共団体の間で、又は地方公共団体相互で物価に関する様々な情報を交換するシステムです。

また、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、関係法令に基づき、次の措置を実施します。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく調査、売渡しに関する指示及び命令並びに立入検査等を行います。

イ 国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の表示等、標準価格に関する指示等及び立入検査等を行います。

2 避難住民等に対する便宜

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等について適切な措置を実施します。

(2) 公的徴収金に関する便宜

本市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、次に掲げる措置を、災害の状況に応じて実施します。

ア 市税等に係る申告、申請、請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長

イ 市税等の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止

ウ 市税等の減免

(3) 雇用の確保

本市は、厚生労働省が実施する職業紹介等をはじめとする被災地域における雇用に関する施策と連携し、雇用の確保に関し必要な措置を実施するよう努めます。

(4) 生活再建資金の融資等

本市は、必要に応じ、住民の生活再建のための貸付資金、被災した中小企業者及び農林水産業者に対する災害復旧のための貸付資金等の融通が図られるよう必要な措置を実施します。また、これらの支援措置について周知を図るとともに、相談窓口を設置します。

(5) リ災証明の発行

本市は、武力攻撃災害により被害を受けた者がある場合は、必要に応じ、市地域防災計画の定めに準じて、武力攻撃災害に被災したことを証する書類を発行します。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の供給

本市は、武力攻撃事態等において、水道水を安定的かつ適切に供給できるよう、水道施設の被害状況の把握を行い、状況に応じ送水停止等の必要な措置を実施します。また、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合には、県等関係機関に対し水道用水の緊急応援を要請します。

(2) 公の施設の適切な管理

本市は、武力攻撃事態等において、道路その他の公の施設がその機能を十分に発揮できるよう、施設の被害状況の把握、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理します。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ条約に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

ジュネーヴ条約に規定される赤十字標章等は、国民の保護のための医療行為の実施に当たり、同じく特殊標章等は、国民保護措置（医療行為を除く。）の実施に当たり、それぞれそれらの活動を識別するために使用するものであり、これらの標章等を標示したものは、ジュネーヴ条約の規定に基づき保護されます。

(2) 赤十字標章等(国民保護法第157条)

赤十字標章等は、医療機関、医療関係者、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等に標示されるものであり、その種類は次のとおりです。

ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定する特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる標章。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用される。）



(赤十字)



(赤新月)



(赤のライオン及び太陽)

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定する信号

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定する身分証明書

(3) 特殊標章等(国民保護法第158条)

特殊標章等は、国民保護措置に係る職務を行う者、国民保護措置の実施のために使用される場所等に標示されるものであり、その種類は次のとおりです。

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定する特殊標章（オレンジ色地に青色の正三角形）



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定する身分証明書

(4) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、あらかじめ作成した交付等に関する要綱の規定に基づき、次の医療機関等に対し、赤十字標章等を交付し、使用させます。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

イ 避難住民等の救援に協力する医療機関及び医療関係者

（上記の医療機関及び医療関係者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

(5) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、あらかじめ作成した交付等に関する要綱の規定に基づき、それぞれ次のとおり、特殊標章等を交付し、使用させます。この場合において、市長及び消防局長は、ジュネーヴ条約における軍民分離の規定の遵守について、職員その他の関係者に十分理解させます。

ア 市長

(ア) 国民保護措置に係る職務を行う職員（消防職員を除く。）

(イ) 消防団員

(ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(エ) 国民保護措置の実施に協力する者

イ 消防局長

(ア) 国民保護措置に係る職務を行う消防職員

(イ) 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 国民保護措置の実施に協力する者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害により、本市が管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕、補修等応急の復旧に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 本市が管理する施設及び設備の緊急点検等

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、職員の安全の確保に配慮し、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活安定の確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧

本市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を図るとともに、速やかに復旧措置を実施します。復旧措置を実施してもなお障害がある場合は、直ちにその状況を総務省中国総合通信局及び県に連絡します。

(3) 県に対する支援の求め

本市は、応急の復旧のための措置を実施するに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員及び資機材の提供、技術的助言その他の支援を求めます。

2 公の施設の応急の復旧

(1) 上下水道施設の応急の復旧

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じ、応急の復旧のための措置を実施します。

(2) 道路その他公の施設の応急の復旧

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路その他の公の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じ、障害物の除去その他避難住民の輸送、避難所の確保等に必要な応急の復旧のための措置を実施します。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害により、本市が管理する施設及び設備に被害が発生した場合の復旧に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については別に法律で定めるところによるとされており、また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討するものとされていることから、本市は、県と連携し、国が示す方針に従い復旧を実施します。

2 国の方針が示されるまでの間の復旧

本市は、国の方針が示されるまでの間において、被害の状況、地域の特性等に応じ、本市が管理する施設及び設備の迅速な復旧を図ります。

第3章 国民保護措置の実施に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用の支弁等に関し必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 損失補償等

(1) 損失補償

本市は、国民保護法の規定に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失について、国民保護法及び同法施行令に定めるところにより、補償を行います。

(2) 実費弁償

本市は、国民保護法の規定に基づく医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対し、国民保護法及び同法施行令に定めるところにより、その実費を弁償します。

(3) 損害補償

本市は、本市の要請を受けて国民保護措置の実施に協力した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法及び同法施行令に定めるところにより、損害補償を行います。

2 国民保護措置の実施に要した費用に係る国への負担金の請求

国民保護措置の実施に要した費用は、国民保護法の規定により、職員の給料及び手当、消耗品費、通信費等を除き、国が負担するとされているため、当該国の負担に係る費用については、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

3 総合調整及び指示に係る損失の請求

本市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は知事が避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰の誘導に係る是正指示をした場合において、当該総合調整又は是正指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法及び同法施行令に定めるところにより、県に対し損失の請求を行います。ただし、本市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではありません。

第5編 緊急対処事態への対処

市国民保護計画が、その対象として想定する緊急対処事態は、「第1編 総論 第6章 市国民保護計画が対象とする事態 2 緊急対処事態」に掲げています。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラ及び特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。